

平成30年白老町議会定例会12月会議会議録（第1号）

平成30年12月13日（木曜日）

開 議 午前10時00分

延 会 午後 4時15分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 行政報告について
- 第 5 一般質問

○会議に付した事件

一般質問

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 山田和子君 | 2番 小西秀延君 |
| 3番 吉谷一孝君 | 4番 広地紀彰君 |
| 5番 吉田和子君 | 6番 氏家裕治君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 及川保君 | 10番 本間広朗君 |
| 11番 西田祐子君 | 12番 松田謙吾君 |
| 13番 前田博之君 | 14番 山本浩平君 |

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

- | | |
|-----------|-----------|
| 12番 松田謙吾君 | 13番 前田博之君 |
| 1番 山田和子君 | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副 町 長	古俣博之君
副 町 長	岩城達己君
教 育 長	安藤尚志君
総 務 課 長	高尾利弘君

財 政 課 長	大 黒 克 巳 君
企 画 課 長	工 藤 智 寿 君
象徴空間整備統括監	笠 卷 周一郎 君
経 済 振 興 課 長	藤 澤 文 一 君
農 林 水 産 課 長	本 間 弘 樹 君
生 活 環 境 課 長	本 間 力 君
町 民 課 長	山 本 康 正 君
税 務 課 長	久 保 雅 計 君
上 下 水 道 課 長	池 田 誠 君
建 設 課 長	小 関 雄 司 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課 長	岩 本 寿 彦 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	武 永 真 君
消 防 長	越 前 寿 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
代 表 監 査 委 員	菅 原 道 幸 君
健康福祉課子育て支援室長	渡 邊 博 子 君
学校教育課食育防災センター長	葛 西 吉 孝 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	小野寺 修 男 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日12月13日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会12月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、12番、松田謙吾議員、13番、前田博之議員、1番、山田和子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、11月27日及び12月10日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、11月27日及び12月10日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成30年老老町議会定例会は、明年1月3日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により12月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は、平成30年定例会12月会議の運営の件であります。

まず、12月10日に議案説明会を開催し、12月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

本定例会12月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、平成30年度の各会計の補正予算5件、条例の一部改正3件、指定管理者の指定4件、工事請負契約3件、人権擁護委員の推薦2件の合わせて議案17件であります。

また、議会関係としては、規則の一部改正、定期監査等の結果報告、議員の派遣承認、意見書案及び委員会報告等が予定されております。

これらの議案の取り扱いの協議結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、報告第1号・報告第2号の監査に関する報告議案2議案であります。

次に、一般質問は、既に11月27日・午前10時に通告を締め切っており、議員9人から17項目の質問の通告を受けております。

このことから、一般質問については、12月13、14と17の3日間で行う予定としております。

次に、意見書案は、会派代表などから6件提出されております。

意見書案6件は、全会派一致により提案いたしますので、議会運営基準により質疑・討論を省略することといたします。

なお、一般質問及び本日までに上程されている議案の審議については、12月13日から18日の4日間を予定したところであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会12月会議の再開は、議案等の審議の関係上おおむね4日間としたところであります。全日程につきましても、別途お手元に配付のとおりであります。また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第111条第1項ただし書きの規定に基づき、定例会9月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで、議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果については、お手元に配付のとおりであります。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

◎行政報告について

○議長（山本浩平君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成30年白老町議会定例会12月会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、東京白老会の開催についてであります。11月21日、東京都渋谷区にありますビヤステーション恵比寿を会場に平成30年度東京白老会総会、懇親会が開催され、当会会長の橋本聖

子自民党参議院議員会長を初め、会員各位、ご来賓並びに関係者合わせて108名が出席する中、地元食材の試食や販売のほか、特産品抽せん会なども行われました。会場には白老町観光大使のほか、北海道観光大使の伊吹吾郎氏も駆けつけ、懇親会の場に花を添えていただき、盛会のうちに終了いたしました。席上、橋本会長を初めご来賓として出席いただいた山岡達丸衆議院議員、公務による欠席のためメッセージをいただいた堀井学衆議院議員から2020年の民族共生象徴空間開設に向け、周辺インフラなどの整備促進のほか、アイヌ文化のみならず、スポーツや医療、教育、福祉、芸術、食文化など結びつけた観光戦略により白老を飛躍させたいとの心強いお言葉をいただきました。今後につきましても会員相互の親睦を図りながら、本町に対しご理解、ご支援をいただけるよう魅力あるふるさと白老を発信することに努めてまいります。

次に、民族共生象徴空間開設500日前カウントダウンイベントについてであります。12月11日、白老町、札幌市、室蘭市の道内3カ所において民族共生象徴空間開設500日前を記念したカウントダウンイベントが行われ、本町は白老中央公民館を会場に町主催でイベントを実施いたしました。当日は、町民を初め来賓並びに関係者合わせて450名の参加をいただき、関係機関の協力のもとオハウの試食提供、アイヌ古式舞踊の披露のほか、白老町観光大使であるミトカツユキさん、K i K i さんによるスペシャルライブが行われ、会場内を盛り上げていただきました。また、事前の投票によって決定されました民族共生象徴空間の愛称ウポポイ及びロゴマークなどの発表、カウントダウンボードの除幕式を実施し、町民とともに象徴空間開設に向けた意識高揚とPRを図ることができました。同日、イランカラプテキャンペーンのイメージソングである「イランカラプテ～君に逢えてよかった」を昼の時間帯に防災行政無線を通じて放送開始いたしました。今後につきましても町民の関心を高め、機運醸成を図る取り組みを進めてまいります。

最後に、要望活動報告をいたします。1点目は、民族共生象徴空間開設PRキャラバンアイヌ・フェスティバル2018における白老町のPRについてであります。北海道を主催者として国内3都市において実施された当キャラバンは、10月上旬の福岡県福岡市を皮切りに実施され、11月3日、4日開催の沖縄県宜野湾会場では当町の観光大使を務める興南学園理事長の我喜屋優氏も駆けつけ、30年以上の居住経験をもとに白老町の食や文化、ふるさと納税などの白老の魅力を発信いただきました。12月1日、2日の姉妹都市宮城県仙台会場では、多くのお客様にご来場いただき、阿部啓二北海道副知事や象徴空間アンバサダーの俳優、宇梶剛士氏とともに2020年の民族共生象徴空間の開設とともに、開設地となる白老町の魅力を広くPRしてきたところであります。

2点目は、歴史姉妹都市である仙台市長への表敬訪問についてであります。12月1日、仙台市役所を訪問し、仙台市長に対し北海道胆振東部地震に際しまして震災翌日に職員2名の派遣及びカセットコンロや飲料水など多くの支援物資を提供いただきましたことに対してお礼を申し上げたところであります。また、歴史姉妹都市としてこれまで以上に友好関係を築いていくことを確認したところであります。

以上で要望活動報告を終わります。

なお、本12月会議には議案15件、諮問2件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議

賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） これで行政報告は終わりました。

本日から3日間一般質問を予定しております。9名の議員から17項目の通告が出されておりますが、一般質問される議員並びに説明員にお願い申し上げます。一問一答方式ということをご理解いただき、簡潔な質問に心がけていただきますとともに、町側の答弁についても簡潔明瞭にするよう議長から特にお願い申し上げます。

◎一般質問

○議長（山本浩平君） 日程第5、これより一般質問に入ります。

通告順に従って発言を許可いたします。

◇ 前 田 博 之 君

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員、登壇願います。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 13番、前田博之です。

バイオマス燃料化事業につきましては、供用開始からしてことしで10年になります。この節目の年に会計検査院から指摘を受けるなど重大な転機に立たされております。このことも鑑みて、総括的に質問していきます。

バイオマス燃料化事業について。

- (1)、バイオマス燃料化施設の特徴と事業目的について。
- (2)、固形燃料製造をめぐる主な動きについて。
- (3)、平成30年度の運営状況と決算見込みについて。
- (4)、平成29年度までの9年間の固形燃料生産量と施設運営費の収支の状況について。
- (5)、起債総額と平成30年度までの償還額及び残高について。
- (6)、機能改善等追加工事とその事業について。
- (7)、ごみ処理経費削減効果額8億900万円の行方について。
- (8)、事業計画未達成の原因とこれまで町や町民に及ぼした影響について。
- (9)、燃料化施設の今後の運営と取り扱いについてであります。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長（戸田安彦君） バイオマス燃料化事業についてのご質問であります。

1項目めのバイオマス燃料化施設の特徴と事業目的についてであります。本施設の特徴は、町内から排出される燃やせるごみの一般廃棄物に水蒸気を用いた高温高圧処理によりごみ質を改質し、固形燃料として日本製紙白老事業所に石炭代替燃料として供給する新たな仕組みを持つ一般廃棄物処理施設であるということです。事業目的については、二酸化炭素の削減、リサイクル率の向上、一般廃棄物最終処分場の延命、ごみ処理経費の削減とし、環境への配慮や

循環型社会の構築を目指したものであります。

2項目めの固形燃料製造をめぐる主な動きについてであります。固形燃料の製造については、平成21年度の当初稼働から固形燃料の塩素濃度を希釈するための副資材の調達が不十分となり、固形燃料生産量が年間計画値である1万1,000トンに対し2,620トンにとまる状況となりました。このことから、塩素濃度対策として工事受注業者による機能改善工事を行うなど施設の安定稼働に向けて取り組んでいましたが、たび重なる機械設備等の故障によるトラブルの対応や塩素濃度の希釈調整に時間を要したところであります。また、25年1月及び27年6月の2度の火災に見舞われ、固形燃料生産に苦慮してきた状況であります。こうした状況の中、目標とする固形燃料生産量が確保できないことによる収入の減少を招き、施設運営経費の収支均衡が図れず、町財政に負担をかけることとなり、26年度の財政健全化プランの計画に沿って暫定的に運営規模縮小を行い、現在に至っております。

3項目めの30年度の運営状況と決算見込みについてであります。施設の運営状況については、現時点で大きな機械類の故障等のトラブルもなく、施設運営が図られております。今年度の見通しとしては、固形燃料の生産量は1,100トン、運営経費は前年度同額規模で5,000万円と見込んでおります。

4項目めの平成29年度までの9年間の固形燃料生産量と施設運営費の収支状況についてであります。固形燃料生産量については、21年度から25年度まで2万5,810トン、運営規模を縮小した26年度以降は大幅に減少し、26年度から29年度で5,074トンの生産量となり、9年間の総生産量は3万884トン、売り払い額1億7,098万円となっております。収支状況については、21年度当初に不足する施設運営費の一般財源補填額の基準を1億800万円としましたが、各年度の補填額を対比した場合、基準としていた額を超えております。その結果、25年度までの増となった額は3億3,443万円となり、登別市へのごみ処理を再移管した26年度から29年度までの収支が総額で2億318万円となり、合わせて5億3,761万円が超過することになりました。

5項目めの起債総額と平成30年度までの償還額及び残高についてであります。施設整備事業における起債借入額は6億9,920万円であり、29年度までの利息を含めた償還額は4億2,311万円で、30年度の償還額6,389万円を合算した総額が4億8,700万円となり、償還残高については3億1,522万円となっております。

6項目めの機能改善等追加工事と事業費についてであります。施設の機能強化として21年度に太陽光発電設備及び照明器具のLED化のため、省エネ改修事業として1,883万円、23年度ではバイオマス温水ボイラー設置のため、バイオマス燃料利用促進事業として3,271万円の工事を施工し、工事費全体では5,154万円となっております。工事以外の関連事業として、21年度より国の緊急雇用創出事業等を活用し、24年度までの事業費全体で3,153万円であり、工事費を含めた総額は8,307万円であります。また、24年度及び27年度に発生した施設の火災復旧費は、総額で5,163万円となります。

7項目めのごみ処理経費削減8億900万円についてであります。19年5月の町議会にお示しした21年度から35年度までの公債費を含むごみ処理経費全体として登別市との広域処理を継続した現行推移型とバイオマス燃料化施設を稼働した試算とを比較したごみ処理経費削減の効果額

であります。現在の見込みでは15年間で9億5,000万円の負担増となります。また、稼働当初に見込んでいた効果額8億900万円を勘案しますと、17億5,900万円の増とも捉えられます。また、先般お示しした国の交付金事業の廃止に伴う交付金返還額1億8,543万円が負担増となります。

8項目めの事業計画未達成の原因とこれまで町や町民に及ぼした影響についてであります。事業計画未達成については、1項目めでお答えしたとおり副資材の調達が不十分であったため、塩素濃度対策が十分に機能しないことやたび重なる機械設備等の故障によるトラブルが発生したことが大きな要因であります。そのため、固形燃料生産量の減少と生産コストの高騰により町財政に負担をかけ、結果として町民負担の増加に及んだことと捉えております。

9項目めの燃料化施設の今後の運営と取り扱いについてであります。今後の燃料化施設運営管理等においては、余剰生成物の整理、燃料ごみの活用、固形燃料の生産を条件とし、町の財政負担が発生しないことを前提に事業継承等の検討を進める考えであります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ただいまの町長の答弁に対して町民の方は愕然とし、これまで何をしてきたのだというやり場のない憤りを感じているところです。画期的と言われ、多くの町民の期待を背負った新技術はほとんど機能しないままに、ごみを燃やして埋めるからごみを加工して販売するという目的は達成できず、さらにきょうは答弁で触れていませんでしたが、会計検査院から補助の目的不達成との指摘を受けたことによってバイオマス燃料化事業は終えんを迎えることになりました。このような事態の結末、結果を一言で言いかえるとしたら、どのような言葉になりますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 10年間このバイオマス燃料化施設が稼働してきまして、一言というとなかなか難しいところではありますが、今前田議員がおっしゃっていたとおり当初計画のように結果的には一度も達成しなかったと。そして、私が引き継いでからも改良も重ねて、いろいろ改善に向けて取り組んではきましたが、結果としてことしの、ご指摘のとおり会計検査院の指摘もあり、今年度で交付金事業の廃止という結果になったことに対しまして町民の皆様、議会の皆様に負担をおかけした施設になったと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 負担という言葉でないし、これ先ほど私言いましたけれども、燃料化事業、10年ですよ。前町長は3年なのです。戸田町長は7年やっているのです。その間のことについては私も一貫して質問してきますから、中身には触れません。

そこで、今負担と言っていましたけれども、この事業のやり方や方法を誤り、期待した結果にはなりません。よって、負担ではなくて、これは失敗ということではありませんか。ある団体の機関紙でも結果として事業の失敗による町財政の大きな財政負担が生じたばかりでなく云々と記していました。これは多くの声です。そこで、事業は失敗に終わったのではあり

ませんか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 結果として事業は失敗とっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） CO₂、二酸化炭素削減量とリサイクル率向上の当初計画目標値と達成率はどのようになっていますか。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） まず、二酸化炭素でございますが、計画値でいきますと1万9,692トン、リサイクル率が92.9%という計画になっております。実態としましては、29年度でCO₂のほうは3,113トン、達成率15.8%、CO₂の場合、9年間の平均で申し上げますと3,662トン、18.5%という結果です。リサイクル率につきましては、29年度で申し上げますと22.58%ということで、平均24.3%というような結果となっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 抑制効果は、ほとんどありませんでした。そして、所期の目的は達成されず、実効性は担保されませんでした。そこで、直近の環境基本計画やごみ処理基本計画においてCO₂削減量とリサイクル率の目標値と今後の施策の方針及び展開はどのようになっていますか。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） まず、環境基本計画に関しましては、基本目標としまして地球環境関連、それから施策方針として温室効果ガスの削減対策、それから関連しますと循環環境関連ということで廃棄物再資源化などが環境基本計画の中で位置づけられている状況でございます。環境基本計画に関しましては、個別に燃料化施設を捉えた中で組んでいる枠、あくまで町全体という中で施策の目標として掲げているところでございますが、当然のことながらこの事業のこれまでの経過と今後の取り扱いに関しましては環境基本計画にも影響が発生するということで、この計画自体が平成37年までと、28年からの策定になって、10年間の計画でございますので、5年ごとの見直しという中間時期となるところもございますので、その中できちんと検証した中で基本計画のほうを進めてまいりたいというところでございます。どちらかという、ごみ処理計画につきましては定量的な部分としましてはリサイクル率、今30%ということで、道の目標値に合わせて組んでございますけれども、これがごみ処理計画につきましては35年までという計画になっておりますが、31年度、中間年ということで次年度のほうで見直しを掲げることになっておりますので、その辺、中間処理の取り扱いも含めてごみ処理計画については来年度検討していくというような状況になっております。

〔「ちょっといいですか。今の答弁」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 大変申しわけございませんでした。

環境基本計画につきましては、個別の数字での目標設定はしておりませんので、そういう意味で全体のそういった取り組み、施策に沿った形でやっていきます。先ほどの繰り返しになりますけれども、当然影響があるという捉えでいきますと、やはり循環型社会形成の中の全体的な中で見直しもきちんと検証していかなければいけないという認識でございます。ごみ処理計画に関しましては、平成26年で改定を行っております。当時25年度段階でこのごみ処理施設の暫定的にも規模を縮小した計画ございますので、その状態に沿った中でこの計画が動いておりますので、1つは今リサイクル率の捉えでいきますと目標設定としては30%を掲げておりますので、今後その目標設定の中、またはごみ処理総量全体の中、中間処理施設を含めて、中間年という31年になりますので、その中で見直しを検討していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に、商標登録についてです。

町は無体財産権、これすなわち知的財産権としてバイオマス事業でS—BFPとなるものを商標登録しています。このハイフンというのは横棒です。S—BFPです。このS—BFPの内容、商標登録に至った経緯、登録日、登録に要した費用、登録のメリット、そして今現状実態はどのようになっていますか。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 大変申しわけありません。今手持ちにございませぬので、後ほどご答弁させていただきます。

〔「今聞けないと困る。今答弁してもらわないと」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 後で答弁があると思いますけれども、これ非常に商標登録して大いに商品が売れということの議会で答弁されているのです。だから、その辺がどうなるかということによって今後質問することが理解されるかなと思います。

それで、では次に固形燃料についてです。答弁によると、9年間の目標生産量9万9,000トンに対して実質的な生産量は3万884トンでした。率にして31.1%です。これに対する販売収入見

込み額を5億7,172万5,000円としていました。これに対する答弁は、実収入は1億7,098万円でした。率にするとわずか29.9%です。この事業の約70%が未達成という事実は町民への信頼を裏切ったこととなりますが、町民への説明責任はどのように考えていますか。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 経過としましては事実でございますので、これまで行ってきた、生産が1万1,000トンの目標の中で至らなかったという経過を含めて説明しなければならないとは思っています。

○議長（山本浩平君） 説明会を持つということで捉えてよろしいのですか。

○生活環境課長（本間 力君） はい。今後の年明けの日程になりますが、説明会を開催しながらこの当初計画を含めて、経過も含めて説明していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 本来は理事者が答えるべきだと思いますけれども、それでは今町長も失敗を認めました。そして、年明けに町民に説明責任しますけれども、この説明責任という部分に対する理事者としての捉え方を聞いているのです。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今るる1答目に町長のほうからも数字の部分で挙げながらご答弁を申し上げました。総括的に言えば、この事業のあり方が結果的には失敗ということで町長の言葉として、言葉というか、捉え方として今答弁させていただきました。これまでもこの事業に関しては議会等でも何度も取り上げられまして、そしてこの事業のあり方についてのご指摘もいただく中で、どのような最終的な見通しを立てるのか、その辺のところはこれまで何度も何度も議員も含めて皆様方からご指摘も受けながら進めてまいったところでございます。今結果として、この間出しました1つの、全員協議会で町としまして出しました結果、それを踏まえて今後どう進めていくのか、それからこれまでの経緯につきましては、今課長のほうからもありましたように町民説明会を開きながら、21年度からのこのバイオマス事業のあり方といいですか、経緯を含めてどういうようなところに原因があり、そしてどういうことによって今回の結果を、町としての結論を出したのか、そして今後どうするのか、その辺のところはしっかりと説明をしてまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 町長も冒頭で失敗と、こうはっきり言いましたので、私はその後町長の云々に対して傷に塩を塗るといような質問でございませぬので、これまでの事実をやっぱりここで総括したいと、そういう意味で質問しますので、そういう気持ちで聞いて、では忌憚のない答弁をしていただきたいなど、こう思います。

それで次に、収支状況です。この答弁書にもありましたけれども、一般財源補填額の基準を9年間で5億3,761万円を超過したよと。よって、不足を補って埋めるということは、これは一般論としてはやっぱり赤字、あるいは損失を来したということにはなりませんか。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 考え方としましては、一般財源ベースということで一般会計上の中でいくと超過負担という言い方で超過したというご答弁を先ほど町長からもしましたけれども、単一の、例えば一般企業と言ったらいいのでしょうか、そういう一つの趣旨の中でいきますと、議員おっしゃるとおり赤字というふうな言い方、捉え方となるかと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは、赤字という捉え方でよろしいですね。

もう一回確認します。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 繰り返しになりますけれども、一般会計上のベースでは超過負担という捉えですけれども、一つの事業ということでいけば赤字というふうな捉え方になるということだと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 超過ではなくて、財源補填という言葉を使うと、赤字を補填するという言葉にイコールになってしまうのです。だから、余り言葉遊びしないで、端的に物を言ってください。

次、このほかに事業資金として借り入れた元利償還金は29年度で、答弁にもありましたけれども、4億2,311万円となっています。この元利償還金は、別科目で支出されています。この施設運営費の収支には含まれていませんけれども、同じ勘定とみなされますのです。そうすると、施設運営費の今答弁あった赤字額5億3,761万円に合算されることとなりますよね。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 基本的にそういうことになるかと思えます。9億6,072万9,000円という数字になるかと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうすると、今9年間の赤字総額9億6,072万円かな。9億6,072万円と、こう答弁がありました。それでは、これ9年間です。これに、先ほど1答目の答弁で30年の決算見込みの答弁になっていないのです。そこで、この9億6,072万円に30年度の決算収支見込み額と30年度払うとする元利償還金の額を合算すると、燃料化施設稼働による10年間の赤字が幾らになりますか。30年分も足したら、決算見込みで。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） あくまでちょっと平成30年度見込みになりますけれども、ざっくり1,100トンベースで売払収入を相殺した燃料化施設経費といいますと4,346万6,000円、それに起債償還額が6,389万9,000円。合計で1億736万5,000円となりますので、それを9億6,000万円に加えますと、10年間ということで申し上げますと10億6,809万4,000円という額にな

る想定でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 答弁を聞いてびっくりしましたけれども、この事業収支が悪化して、今答弁にありました10億6,800万円という膨大な財政負担、すなわち赤字に耐えられなくなって、バイオマス事業は失敗したことになります。数字が如実に物語っています。このことは、町民の血税を無制限につき込んできたあかしでもあります。そこで、10億6,800万円の赤字を出したという結果責任は、どのようになりますか。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今の金額的な押さえでいえば、議員がおっしゃるように赤字ということで、10億6,000万円以上の金がそこに費やされていったと。その結果責任、その捉えをどうするかとなれば、この事業の政策的なやはり組み方自体も含めて、その運営のあり方も含めてしっかりとした結果の責任というものは我々理事者としてとらなければならないと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうです。結果責任は、避けて通れない重要なことなのです。これは、後ほど具体的にまたちょっと中身を聞きたいと思います。

そこで、バイオマス事業の停止、廃止についてですけれども、今の町政は懸案の政策がなかなか決まらず、前に進まないという状況にあります。この中であって、この膨大な費用を必要とする本事業だけがなぜこれ迅速な処理判断となったのかちょっとお聞きします。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） これについてもこれまでバイオマス事業の議論をするたびごとに今本町にとって、これまでのところです。これまでのところ本町にとってどういう結果を最終結果として出せばいいのか、それはある状況を取り上げながら説明を申し上げてきたつもりです。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今の答弁についてちょっと突っ込もうかなと思ったのですが、これまでの部分振り返っても仕方ありませんので、そういう部分でいいと思います。

それで、それでは補助金返還と起債残金の一括償還を合わせて総額5億66万円を12月議会で補正し、今年度中に支払うことにしていますけれども、財源確保はどのようになっていますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） このたびの燃料化施設の停止による補助金の返還、あわせて起債の繰上償還の財源につきましては、財政調整基金及び町債管理基金を取り崩して対応させていただきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） その取り崩す額は、どのようになっていますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 財政調整基金繰入金から3億1,889万3,000円、それから町債管理基金から1億8,500万円をそれぞれ取り崩す予定でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それで、この5億円の支出について、11月9日の議会全員協議会で大黒財政課長は財政調整基金が現在9億6,000万円あるので、このうちから3億円取り崩すと言いました。今正確な答弁がありましたけれども、このうち3億円を取り崩すので、そこなのです。そこで取り崩すので、今後の財政運営に大きな支障を来すことはない、こう答弁しました。私は何を根拠にして財政運営に支障がないと答弁したのか釈然としませんが、理事者も財政課長と同様の考えでありますか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 財政的な総体的な観点から見ていったときに、これまで財政健全化プランも足場にしながら財政的ないろんな意味での引き締めも含めて、何とか皆さんのご協力ももって財政調整基金のため方というか、財政調整基金をためてきた。そのところが何とか今ある9億6,000万円ほどの財政調整基金をもつてしながら、ここの課題については乗り切っていかなければならないという、そのところが何とかできるのではないかと押さえはしております。決してそのところがやっても全体的に100%、ではうちのまちの財政的な動きが十分100%大丈夫だと、そういうふうなところまでの言い切りの形はなかなか難しいところだとは思っております。ただ、今やらなくてはならない部分で、ここの財政調整基金の使い方としてはこの方法をもってやるべきだと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 9億6,000万円の財政調整基金は、これまでの財政状況について言えません。これは、職員もそうだし、町民もそうです。血と汗がにじんだ9億6,000万円です。それが一気に失敗したという事業で5億円が消えていくのです。それを、財政課長を責めているわけでもないけれども、財政に大きな支障がない、こういう認識は私は甚だ遺憾だし、残念だと思います。理事者のやっぱり財政規律の緩やかさが出ているのかなと私は言わせてもらいます。

そこで次に、停止、廃止する燃料化施設の取り扱いです。これもさきの議会全員協議会でこの施設に対して平成32年度には民間事業者等で再稼働を目指す、こう明らかにしましたよね、町長。そうですね。このことについて本間生活環境課長はこう言っているのです。1年という大前提で進めたいと思う。それが半年で決まるか、相手の都合で1年、1年半という期間を費やすかは申し上げられない。と言っているのです。さらに、厳しい1年間だが、努力目標も含めてと、こう答弁しているのです。1年と言ったのです。その舌の根の乾かぬうちにこの先延ばしを示唆し、この事業に対して予防線を張るような答弁しているのです。これいいです。課長が答弁したのだから。そこで、担当課長の答弁は理事者の意に沿ったものと理解してよろし

いですか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） もちろん課長が課長のみの判断で答弁するという事は私はないと思っておりますので、理事者がしっかりとそこの部分については、その発言の前後はありますけれども、それは理事者の責任だと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それから、燃料化施設の建物と設備機械等は白老町、土地と電力は日本製紙の所有です。そして、民間事業者等に頼むと、こう言っていますけれども、この民間事業者の採算性も考えると、1年後に再稼働するには非常に厳しい条件、環境に私はあると思います。それで、古俣副町長も答弁がありましたけれども、強い意志を持っているみたいですから、町長には残された任期で何が何でも約束を果たしていただきたいと思います。これ先延ばしはまたもや財政の超過負担を長引かせるのです。そして、町民に負担を強いることになっていくのです。そこで、1年で継承事業者が決まらなければ廃止措置を決断して、速やかに施設を解体すべきです。このことは断言しておきます。そこで、お聞きしますけれども、解体処理費用を幾らと積算していますか。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 仮に解体ということで、今現在の積算でいきますと、ざっくりですが、2億9,000万円という試算をしております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） このほかにもいろいろ残務整理がありますから、順次聞いていきます。

そうすると、32年度に再稼働するまでの1年間とする31年度の施設及び設備の保守点検等の維持管理費は幾ら見込まれますか。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） ただいま予算編成中でございます。あくまで担当課レベルでの積算でございますが、現在で1,100万円ほどの予算を見込んで進めている状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは、塩素濃度の高い不良余剰生成物の保管状況、残量、処理方法、処理期間及び処理費用はどのぐらいになりますか。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 現在30年度末見込みでございますと約3,000トンが残量で残っております。保管につきましては、環境衛生センターのほうに仮置きしておる状況でございます。現在このまま続けている推移でいきますと、やはりこれから、今200トン、300トンレベルの消化でしかございませんので、ざっくり言いますとこのまま続ければ10年はかかるという状況なのですが、今後の事業継承、活用の仕方の中で今後の取り扱いが少なからず変えていきな

がら、早々に処理をしていきたいという今検討段階でありますけれども、それが仮にだめであれば、一括処理ということであれば、登別市との広域処理の中の負担金の勘案でいきますと、約1億円の処理費となる見込みでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 継承する事業者も生産工程が変われば多分使わないでしょう。多分これは1億円いくと思います。

そこで次、そうすると燃料化施設の廃止に伴って今度新たにごみが発生しますよね。ペットボトルなんかそうかな。このごみの状況、そしてその処理量及び処理費用や登別市の負担金、合わせてどのぐらいになりますか。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） ただいまこの部分については大きな捉えということで、1つは燃料ごみに関しましては当然今町民の方々に協力いただいて分別いただいている状況でございますので、その方式をやっぱり維持していかなければ、ごみ袋の量ということで、有料ごみ袋自体のまた負担が町民にかかってしまうという懸念がございますので、そこを何とか維持したいという考えで進めておりますが、ただ暫定的にも31年はどうしても登別市のほうに回さなければいけない状況でございますし、単に焼却ではないのですが、登別市のほうもサーマルリサイクルということで市民プールのほうに受管させているところなのですが、やはり燃料ごみとしてもともと固形燃料の製造のように検討していきたいという状況はあるのですが、今31年度の見込みでいきますと、負担増となる分については燃料ごみ500トンベース、ペットボトルが約60トンから70トンぐらいになるものですが、その状況の中でいきますと登別市のほうに負担処理をお願いするとなれば、1,557万円ほどの額が負担金としてはふえるという状況にはなるかという想定しております。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

保留になっておりましたので、先にその答弁をいたしたいと思います。

本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 大変申しわけありません。燃料化施設のほうに関係資料がありまして、詳細が、大変申しわけありません、勉強不足で、ちょっと概略をお答えさせていただきたいと思います。

まず、S-BFP、白老バイオマスフェュエルペレットということで、平成21年のときにこの施設が全国初の取り組みということで、ほかにはない製品という捉えの中で固形燃料としての付加価値を上げるという捉えから特許申請のほうを行ったという経緯でございます。経費に関しましては、登録料が3万8,000円でございます、その他手数料等を含めまして総額で5万

1,900円、当時費用をかけて特許をとったという状況です。それで、有効期限が10年ということになりますので、今年度でちょうど10年たちます。それで、今の現状の捉えを考えますと、この更新は見送らざるを得ないかなというところで、今の状況としては今後の検討ということには、含みはあると思うのですが、当然決まっているところではないものですから、10年で登録をしないという状況で考えております。

〔「メリットはあったのかどうか」と呼ぶ者あり〕

○生活環境課長（本間 力君） 済みません。これの直接のメリットかどうかというのは今私の段階でなかなかちょっと検証した経緯ということが、済みません、押さえ切れていないものですから、当然一つの商標登録ということではいけば、ブランド力の向上という意味合いがありますから、その発信の仕方がどうだったかというところだと思うのですが、総体的に今やはり製造、3割程度の見込みという目標値の状況からいいますと、メリットとしては非常に低かなということ、ちょっとご答弁しづらいのですが、そのような捉えだというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 休憩前に個々に答弁がありましたけれども、この残務整理に要するまじ施設の解体費、設備等保守点検の維持費、不良余剰生成物の処理費、新たなおみ処理費、これ答弁ありましたけれども、合わせると総額で幾らになりますか。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 31年度見込みも含めてでよろしいですね。先ほど積み上げた分、今後の発生する部分としましては4億1,657万6,000円という、解体費も余剰生成物の整理も入れて総額となるかと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今答弁がありました。翌年度以降残務整理に要する費用は約4億2,000万円、この財源手当て確保はどうなっていくますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まだ方針が決まっておりませんので、財源手当て等具体的な手当ては行ってございません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今消極的な答弁ですけれども、私なりに計算しました。多分これは今の財政状況からいけば町税、その他等々の収入では賄い切れません。それで、財政調整基金の取り崩しを前提に計算してみたのです。そうすると、補助金返還等で3億円ですよね。今ありました施設解体残務整理費用で約4億2,000万円かかります。象徴空間周辺事業で今1億8,000万円取り崩しています。土地代以外で純粋な財政調整基金から出る分。そしてさらに、34年度予算編成での基金充当などを見込むと、財政調整基金はほぼ底をつくことになりませんか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） あくまで仮定の話でございますが、今こちらのほうで答弁させていただいた数字をもとに積算をしますと、現在このたびの返還に要する3億円を取り崩すと財政調整基金の残高は約6億円ちょっとになりますので、今の部分を差し引きますとほぼ残高はなくなるというような想定にはなるかと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） これ一、二年で、今想定、仮定と財政課長答弁がありましたけれども、私は現実になるなど、こう思っています。そういうことで、この再建途上のさなか、遠からずしてまたもや財政危機に陥るのではと私は強く懸念しています。財政危機が進めば、しわ寄せを受けるのはほかでもない町民や職員、そして未来を担う子供たちであります。財政危機や財政の硬直化は、重点政策である町立病院の建設を初めとして行財政や町民サービス低下等への影響は避けられません。理事者に伺いますけれども、町立病院の建設等を念頭に置いての今後の行財政運営のかじ取りはどうなりますか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今議員のほうから一つの今後の本町におけるバイオマス事業を中心にした財政のあり方の指摘がありました。状況としては、確かに非常に厳しい状況になるという認識は強く強く理事者としても持っております。そういう中で、今プランの実行が32年までのプランの実行であります。再度プランの、その後も財政の規律性も含めて計画的な方向性は出していかなければならないと思っております。そういう中での捉えをしっかりと状況を見ながら、財政運営には極力力を注ぎながら、町民サービスが低下にならないような、そういうつくり方をしていかなければならないとは、今総体的にはそのように考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今副町長、答弁がありましたけれども、いみじくも総体的にといいました。具体的にあるのですけれども、ここで財政の議論していませんから、それは別な機会にしますけれども、総体的ではなくて、個々の部分を整理をしていかないとやっぱり選択、集中、優先事業というのは決まってこないと思うのです。だから、総体的なという言葉で片づけないで、もう少し議論して行ってほしいなと思えます。

そこで、財政規律は何か何でもやっぱり堅持するということが必要なのです。そこで、重複しますけれども、これまでの答弁をまとめてみますと、11万トンの生産量は3万1,984トン、10年間での赤字補填は10億6,800万円、補助金返還と起債の一括償還が5億円、そして施設解体処理費を含めた残務処理費用は約4億2,000万円、これ締めて総額幾らになりますか。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 19億8,800万円です。今計算したところなると思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私の計算でいけば19億9,800万円ぐらいなのです。19億9,000万円、これ天文学的な数字とも言える。約に直したら20億円に上る費用です。20億円です、町長。町民の血税全てがまかれてきました。これまでバイオマス燃料化施設は町民の税金を食い潰す形で維持されてきたにすぎません。残務処理費も含む約20億円という膨大な金額を目の前にして、理事者は何を思いますか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） これまでも何度もご答弁を申し上げているように、このバイオマス事業の一つの目的から始まって、それがどのような当初の計画の中で実行がなされてきたかというところを鑑みたときには、先ほど町長がいみじくも申し上げたような失敗という言葉であらわしたところに全てが集約されていくのではないかなと思っております。ただ、本当に当初の4つの目標のあり方が、あり方といいますか、目指すべきものが本当に私たちのこの循環型社会をつくっていかねばならないという大きな意義を具体的な実行としてできなかったと。そこが事業の中でのやっぱり一つの見通しだとか、それから技術的な問題だとか、さまざま原因があったと思います。今金額でまとめられたときに約20億円というお話のその金額的なことについては、今天文学的という言葉も議員のほうから出されましたけれども、非常にうちの財政状況にとってはこれは大変なことだという認識は強く持っております。ただ、いずれにしろこの事業をどうしていかねばならないかということは再三再四今までご議論をさせてもらってきた一つの結論を今出したと。その結論をでは今度どう処理していくかというふうなところに理事者としてはしっかりと前向きに対応を図っていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今副町長からも結論を出した、そういう部分については、先ほど私も言いましたけれども、結論的な総括で今話ししています。当然そうすると、ここでまとめにしますけれども、もう二、三ありますけれども、バイオマス事業は固形燃料を計画どおり製造できなかった状況になったということで収支が極度に悪化して、やはり失敗したと。これは、町長、副町長の答弁どおりだと思います。そこで、筆舌に尽くしがたいぐらい町民、職員も入るでしょう。そして、財政に及ぼした影響ははかり知れません。事の重大性を鑑みると、先ほど副町長は若干責任問題に触れましたけれども、町長が重い政治責任を負ったことにはなりませんか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 先ほどの約20億円の金額もそうですし、これまで10年間稼働してきた、計画どおりにいかなかったという結果も踏まえて、そして今回会計検査院の補助金の返還等々も踏まえて、本当に重大な責任は最終責任者である私にあると思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 先ほど説明責任、結果責任をただしました。それぞれ答弁がありました。今もそうですけれども、事の重大性に真摯に向き合っている姿勢は私はわかります。全員

協議会でも行政報告でも心よりおわびを申し上げる、こう繰り返しています。しかし、重要なことは言葉でなく、態度で示すことなのです。政治における責任は、倫理や信条でなくて、結果そのものに対して責めを負うということではありませんか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 前田議員がおっしゃっているとおりなのですが、今ここで具体的な責任をこうするというはまだ考えておりませんので、今後町民に説明会もした中でどういう責任のとり方をすればいいかというのは考えていきたいなと思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 私は、町民説明会の前に自分の姿勢を、襟を正す、矜持を持つことが大事かなと。それによって説明しないと、私は説得力はないと思います。

そこで、町長としての説明責任、結果責任、るる答弁がありましたけれども、これはその結果を果たしていくことが政策運営をよりよい方向に導く上で必要不可欠なのです。町長、わかりますよね。やはりしかるべき立場にある人が責任をとらないと、職員の規範意識にも大きな影響を及ぼすのです。トップがきちんとしないと。結果的に結果に対して責任がとれないとなると、まちの経営者としての見識を問われかねません。きちんとけじめをつける意味からも明白な形で責任をとることが重要だと思いますが、いかがですか。先ほど政策的な取り組みのあり方、失敗したよと、これに対してしっかり責任をとらなければならないと副町長も言っているのです。町長も、やはりもう一回言いますけれども、きちんとけじめをつける意味からも明白な形で責任をとることが重要だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 前田議員がおっしゃっている意味は理解していますが、その責任のとり方もいろいろあると思います。今回今年度いっぱいでの補助事業、バイオマスの施設の稼働を中止するという決断に至ったことに対して町民からもさまざまな意見をいただいております。いろんな責任のとり方はあると思うのですが、現段階ではこのバイオマスを10年稼働はしてきましたが、今年度で中止をするという一つの、それはそれで責任のとり方だと思っていますし、今後これに対する財政出動もあわせてどう取り組んでいくか、持っていくか、また財政的な形で町民にできるだけ負担のない形で取り組んでいくかも含めて私の責任だと思っていますので、それはさまざまな責任の中で、1つは今、今年度で停止をして、今まで、これからも継続していればかかるだろう財政負担も減らすというのは一つの責任だと思っていますので、それ今の、具体的には今こうしますということは申し上げられませんが、それは町民説明会の後に考えていきたいと思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） それでは、何らかの形できちんとけじめはつけるという考えに、考えとか、心で決めているということによろしいですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 町民説明会後にそういう形をとりたいなと思っております。とりたいというか、考えていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 町長の立場、町民からトップとして見ている上であれば、今みたい、積極的な答弁と受け取っていいのかわかりませんが、やっぱり積極的に自分のことはみずから考えるべきだと思います。

これでこの質問は終わります。

教育振興について3項目質問します。

（1）、平成30年度の全国学力・学習状況調査について。

- ①、学力テストの各教科の結果について。
- ②、結果分析による特色と課題及び方策について。
- ③、基本的な生活習慣、学習時間等の特徴と地域的特性について。
- ④、家庭学習と学力について。

（2）、学校図書館について。

- ①、学校図書館利用指導の実態について。
- ②、購入図書を選定と購入方法及びその手続について。
- ③、開館と運営の状況及び学校司書のかかわりについて。
- ④、児童生徒の利用状況について。

（3）、学校給食費の無償化について。

- ①、給食費の実態について。
- ②、要保護、準要保護世帯の給食費の支給件数、額等について。
- ③、他自治体での無償化等の実施状況について。
- ④、給食費無償化の方針についてです。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 教育振興についてのご質問であります。

1項目めの平成30年度の全国学力・学習状況調査についてであります。1点目の学力テストの各教科の結果についてであります。小学校の正答率は国語Aが74%、国語Bは54%、算数Aは57%、算数Bは44%、理科は57%となっており、中学校では国語Aが77%、国語Bは60%、数学Aは64%、数学Bは39%、理科は64%となっております。小学校、中学校ともに国語Aにおいて正答率が全国平均を上回り、他の教科においては依然として全国平均を下回っておりますが、全体的には改善が進み、全国平均に近づきつつあります。

2点目の結果分析による特色と課題及び方策についてであります。回答状況から今年度も算数、数学に課題が見られ、領域としては算数では数量関係、数学では図形で正答率が低くなっております。また、児童生徒質問紙、学校質問紙を分析すると、本町の児童生徒は授業に意欲的に参加しているものの、学習内容の反復や家庭学習に取り組む時間が全体的に不足してい

ることが明らかになっております。これらの傾向や実態を踏まえ、引き続き白老町スタンダードにおけるワーキンググループ会議、校長会や教頭会を通して学力向上アクションプランのさらなる改善を促してまいります。

3点目の基本的な生活習慣、学習時間などの特徴と地域的特性についてであります。今年度は生活習慣などに関する設問が大きく変わったため、経年比較は難しいものの、朝食の摂取、起床時間、就寝時間では一定の習慣が身につけており、自尊感情、将来に対する夢や希望、規範意識は良好な結果となりました。それに対して、小学校、中学校ともに家庭学習時間は全国平均、全道平均と比較しても短く、テレビやゲーム、スマートフォンなどのメディアに触れる機会が多いことが本町における特徴であり、地域的特性と考えております。

4点目の家庭学習と学力についてであります。家庭学習の有無や取り組み時間は学力の定着に極めて大きな影響を及ぼすものと考えております。本町においては、こうした考えに基づいて白老町スタンダードの重点項目として取り組んでおります。

2項目めの学校図書館についてであります。1点目の学校図書館利用指導の実態についてであります。校長の経営方針に基づき図書担当と学校司書が相談、連携し、計画的な読書指導や利用指導、子供の活動を連動させた利用を促進し、図書館機能の活用に取り組んでおります。

2点目の購入図書の選定と購入方法及びその手続についてであります。図書館協議会の選定基準に準拠し、教員や子供たちの希望を把握するとともに、学校における必要図書の傾向などを勘案しながら選定を進めております。その後、学校司書が注文し、購入しております。

3点目の開館と運営の状況及び学校司書のかかわりについてであります。小学校においては登校時間から下校時まで、中学校においては生徒指導の観点から開館時間を設け、運営は児童生徒の委員会活動を中心に行っております。また、2名の学校司書は週に一、二回、各学校を訪問し、図書の管理、貸し出し業務や児童生徒の読書活動の支援を行っております。

4点目の児童生徒の利用状況についてであります。30年度上半期における1人当たりの平均貸し出し冊数は小学校では22冊、中学校では7.5冊となっております。利用内容は、学校ごとの違いはありますが、図鑑、漫画による科学啓蒙本のような読みやすいものを好む傾向が多くなっております。

3項目めの学校給食費の無償化についてであります。1点目の給食費の実態についてであります。29年度における給食費の調定に係る小学校児童生徒数は582名で、調定額は2,964万9,000円、中学校生徒数は357名で、2,148万7,000円、合計939名で、5,113万6,000円となっております。また、30年度の直近の数字におきましては、小学校児童数は554名で、調定額は2,786万8,000円、中学校生徒数は328名で、1,933万6,000円、合計882名で、4,720万4,000円という状況であります。収納率につきましては、29年度決算におきまして現年度98.29%、滞納繰越分につきましては18.1%で、現年度及び滞納繰越分を合わせますと89.01%の収納率で、前年度とほぼ同率の数字となっております。

2点目の要準要保護世帯の支給件数、額等についてであります。29年度決算におきまして、小学校につきましては児童数582名のうち準要保護130名で22.3%、要保護については14名で

2.4%となっており、準要、要保護を合わせますと24.7%となっております。また、中学校につきましては、生徒数357名のうち準要保護100名で28%、要保護につきましては16名で4.5%となっており、準要、要保護を合わせますと32.5%、児童生徒数の合計では939名、準要、要保護者数は260名となり、全体に占める割合としましては27.7%の状況となっております。

3点目の他自治体での無償化などの実施状況についてであります。北海道内の自治体では小中学校ともに無償化を実施している自治体は15自治体で、割合としましては8.4%、小学校限定や一部無償化などを実施している自治体は44自治体で、26.8%という状況であります。また、北海道を除く全国の状況につきましては、小中学校ともに無償化を実施している自治体は61自治体で3.9%、小学校限定や一部無償化などを実施している自治体は386自治体、24.7%となっております。

4点目の給食費無償化の方針についてであります。給食費の無償化につきましては子育て支援、保護者の経済的負担軽減策などの一つの施策であると認識しております。29年度より歳入の影響を受けずに支出に対する費用を確保するため、材料費など購入費用の一般財源化を進めたことも施策に対する選択肢の一つと考えております。また、財政健全化プランにおける見直しや予算編成時の内部会議におきまして総合的な施策の中での協議は行っておりますが、現段階においては方針の決定には至っていない状況であります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 学力テストの正答率と学力水準につきましては理解をしましたが、学力に大きな影響を及ぼす学校教育以外での家庭の教育や学習のあり方が問われています。今答弁でありましたけれども、家庭学習に取り組む時間が全体に不足しているよと、こうありました。そこで、家庭での学習時間等について児童生徒に4項目ほど調査していますけれども、結果と状況はどのようになっていますか。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今年度の児童生徒質問紙の中に家庭学習にかかわる質問が何点かございますけれども、例えば、一つ一つお答えしたほうがいいですか。家で学校の宿題をしていますかとか、学校の授業の予習、復習をしていますかとか、家で予習、復習やテストの勉強などの自習において教科書を使いながら学習していますかという項目についての答えでよろしいでしょうか。

いずれもことは、昨年度まではこの家庭学習の項目については全国平均を下回ってございました、全ての項目において。ところが、この29年度の本町の実態を捉えて、各学校で指導して、この部分はかなり改善されておまして、家庭学習での実施の状況、実施時間は確かに多少短

いのですけれども、取り組んでいる状況は全道、全国平均を大きく上回るような改善される状況になってきております。これは、小学校においても中学校においても同様に家庭学習に取り組む、そのことについてはかなり習慣化が定着してきたと。ただ、取り組んでいる時間自体がやはりまだ、全国との開きを言いますと、時間的にかなり短いというような状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今回の調査に限ったことではないのですけれども、教育長の答弁を聞くと、本当に家庭学習の大切さを痛感するところです。そして、子供の学力向上は学校だけでの努力で実現できるものではありません。そこで、教師がどんなに強く家庭学習について指導しても、家庭学習の環境が整っていなければそれも難しく、そのことが学力や成績に大きく影響を及ぼすと、こう言われていますけれども、今言った学力調査以外でもほかにもテストや内申、いろいろありますけれども、そういう部分についてもそのような傾向は出ていますか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員のほうのご質問は、家庭における教育力にかかわるご質問と考えてよろしいでしょうか。

確かに全体的な傾向を見ますと、家庭における子供たちの過ごし方、あるいは生活習慣の定着の状況、こういったものについては多少課題はあるのかなと。ただ、子供たちが一定限朝食、早寝、早起き、朝御飯ですとか、こういったような本当に基本的な生活習慣については家庭の協力もありながらかなり定着はしてきているのかなと思います。状況としては、今お話がございましたように子供たちの学力向上に向けては学校が1つ大きく中心となりながらも、家庭のご理解や地域の支えといった、そういった要素も大変重要な要素だと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 後の給食費の関係で若干触れるところもありますけれども、昨今家庭の貧富の差が学力や進学に影響があると言われて久しいですけれども、白老町においても家庭の経済力によって学力に差が生じているというような傾向はありますか。

○議長（山本浩平君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） そのような状況の影響がないかということで、近隣市町村の準要保護の部分ですとかと学力テストの結果等を比較させていただいて、過去3年ぐらいちょっとさかのぼらせていただいているのですが、実際その影響はないとこちらとしては判断しております。具体的に数値を挙げるのがちょっとなかなかできないのですが、うちのことしの例えば準要保護率より高いところが管内に実はございまして、そここのところの学力テストの全国平均等の比較のところではそちらのほうは全国より上回っている状況がありますので、影響的にはないと考えられると分析しております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 白老町にとってはいろいろ報道されているような事態はないと理解し

てよろしいのかどうかということですが、今の数字からいけばないと。ないと断定できないけれども、そういうような傾向は少ないということではよろしいですね。そうすると、学力の話しているのだけれども、これ教育長に端的に伺いたいのではございますけれども、学力低下と言いますよね。この学力低下というのは実際どういう状態なのか、そしてこの状態が進んでいくとどうなるかということをご教授願えませんか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） いわゆる学力の低下という部分で申しますと、1つ基準となる数値はございます。それは、1つ私どもがよりどころにしているのは毎年小学校6年生と中学校3年生を対象にして実施しております全国学力・学習状況調査でございます。これは、小学校、中学校でそれぞれ指導要領というものがございまして、小学生、中学生に教えるべきものが定められております。それがどの程度身につけているのかというようなものを実際確認する調査でございます。今私どもは全国平均という言葉を使いますが、教えたことを100%子供たちに理解してもらうことは一番理想ではありますが、なかなか実態としてはそれは難しいことです。それで、ではどの程度まである程度子供たちが理解できればいいのかということをお考えのときに1つ目安になるのはこの全国平均という数字だろうと私は思います。ですから、その地域によってこの数値を下回っている状況というのはやはり他の地域に比べると学習指導であったり、子供たちの理解が十分よく進んでいないというような理解ですから、これがいわゆる学力の低下というような認識でよろしいかなと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それで、今教育長の答弁で理解しましたし、そこが重要なところなのです。そしたら、現実的に、私もこういう偉そうなことを言えるかどうか分かりませんが、子供にとっては親は最初の教師であり、家庭は最初の学びでありますよと、こうよく言われています。このことから、子供の教育を学校だけに委ねるのでなくて、学校と家庭の連携が重要だと思っております。そこで、いろいろ私もお聞きするのですが、学校で特に目立つようなことがあると聞きますけれども、それは先生側でなくて、家庭側というか、子供にとっても。それは、宿題をやってこない、学校への提出物を忘れる、また、はたまた学校でのテストや学級通信など保護者に渡さない、あるいは見せない、そして保護者の無関心ということが多くなっているよという声が私も聞こえますし、それぞれ報道されている分もありますけれども、白老も何人かに聞くとそういう実態にあるようなのですけれども、実際にどのような状況にあって、授業や指導に当たっての支障は来していないのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 家庭のあり方ということでご質問いただいているのですが、私は基本的には学力は、先ほどもお話ししたように、教員の指導がやっぱり一番大事だというふうに考えています。家庭には家庭の役割があります。それは何かというと、学力をつけることが家庭の役割ではなくて、例えば規則正しい生活であったり、あるいは家庭におけるお手伝

いをさせるだとか、体験をさせるだとか、読書をさせるだとか、本来家庭が果たすべき役割、そういうものに取り組んでいただくことで、最終的にはそのことが学力に向かっていくと、こう考えているのですけれども、ですから宿題をやってこないとかということは、例えば今議員のほうからお話でしたが、これは家庭のあり方ももちろんありますけれども、学校での宿題の提示の仕方であったり、あるいは指導の仕方であったり、そういうこともやはり大きな課題だと私は考えております。

それからあと、実態としては言葉としてモンスターペアレントというような言葉もございませぬ。これは、保護者の方が学校の教育に対してご理解をいただけないような状況で、なかなかうまく担任のほうも保護者と連携がとれないような状況なのですけれども、これも学校から見ればモンスターペアレントという言い方になりますけれども、親の立場から見ればやはり子供のことを思うという非常に気持ちのあらわれでもあります。要は私はいかに学校が、学校と家庭との連携を深めていくためにはやっぱり学校と保護者との信頼関係を構築していくかというところが非常に重要なところだなと思っております、家庭の問題がないとは言いませんけれども、家庭だけの問題ではきっと展開できないだろうなというふうな理解をしております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 家庭と学校とは環境は諸条件が違いますから、そういう部分では理解します。

それで、教育長の言葉、答弁の中にもあったのですけれども、次に生活習慣指導、生活習慣等の調査かな。これ前回の決算審査特別委員会でもちょっと出ていましたけれども、答弁でもこの部分に地域特性と、こう捉えているよということがあったのですけれども、テレビやDVDを見る、コンピュータゲームなどする、スマートフォンや携帯電話を使うなど、こういう時間はどのような結果になっていますか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） これは、最初答弁書でお答えしたのですけれども、30年度の調査では細かい数字がございませぬので、29年度の調査でお答えをさせていただきますけれども、本町の子供たちの1つ特徴といたしますか、課題なのですけれども、電子メディアにかかわる時間が非常に長いと。北海道は、全国の中でも電子メディアにかかわる時間が5本の指に入ると言われています。それぐらい全国的にも電子メディアに接する時間が長い。そして、白老は、さらに北海道の中でもその平均を超えている状況にございませぬ。一例でございませぬけれども、例えば平日、中学生を対象にしてスマートフォンを2時間以上操作している子供は全国で32%、白老町においては40%を超えております。それから、テレビゲームなんかを見る時間も2時間以上については全国で37%ですけれども、白老町においては50%を超えているというようなことございませぬ、スマホ、それからテレビゲーム、テレビの視聴、こういった時間が非常に全国で大変上位にあるというような状況でございませぬ。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ネット依存によって、先ほど教育長も答弁がありましたように、規則正しい生活や勉強と遊びのメリハリが非常になくなっているということだと思います。それで、この件については子供ばかり責めるわけにもいかないのです。やはり保護者というか、大人も戒めなければならないのです。そこで、家庭での学習時間の確保や生活習慣の見直しが答弁によっても急務になっていますが、学校、家庭、地域を挙げて解決しなければならないと思います。その対処は多岐にわたり、困難だと思いますけれども、教育委員会としての善後策は考えられているのか、あるいは具体的に手を打たれているのか、それはどうですか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 基本的には子供、それから保護者と直接かかわる学校がまず第一声になろうかと思えますけれども、教育委員会としても全て学校だけをお願いというか、丸投げということではなくて、一定限いろいろな取り組みをしているところでございます。例えば家庭学習の定着に向けては、教育委員会でこういうようなドリルをつくりまして、各学校に配付して、家庭学習で利用していただくとか、あるいはアウトメディアにかかわっても、これも実際本町のほうでアウトメディア123というような子供たち、電子メディアの望ましいかかわり方について1つ決まりをつくりまして、これに全町的に取り組んでいただくとか、なかなかいろいろ策はさまざま行っているのですけれども、具体的に本当に手にとるようにそのことが成果として出てきているなというところには残念ながらまだ至ってはいないと。ただ、こうした取り組みがここ数年間行われてきていますので、その結果については先ほどお話ししました全国学力・学習状況調査の質問紙の中で少しずつ改善されてきている兆しはあるかなとは思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 最後になりますけれども、学力向上や家庭学習について今る議論してきました。そこで、私たち大人は地域の大切な子供のために学力向上の応援をすべきでないかと、こう考えられます。そこで、3点申し上げたいと思います。1つには、町内の小中学校の教師が日々の学習指導に一層力を入れること、2つ目には形骸化をすることなく、コミュニティ・スクールのシステムに積極的に関与して、効果を高めるということ、最後3つ目として、平成25年に釧路市が子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例を施行しています。これ議員提案で成立されているのですけれども、そういうことで、この施策3つ挙げましたけれども、このことについて町を挙げて子供たちの成長と学力向上のためにやはりこれまで以上に力を入れるべきでないかと私は思うのです。そして、ふるさと白老町を誇りにして巣立っていく子供たちのためにも町長が主宰する総合教育会議や教育委員会の一大奮闘が望まれるところです。お金がある、ないではなくて、ぜひ子供たちに予算をつけて、よりよい環境をつくってほしいなと、こう思います。その決意のほどを町長と教育長にそれぞれ今の3点についての考え方を伺います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 大変貴重なご提言を3点いただきました。ありがとうございました。

1点目の教師の授業力については、まさに私もこのことが極めて重要なことだと考えておりますし、このことについては議会の皆様方にもご理解をいただいて、能代市へ毎年8名教員を派遣しております。この取り組みは、大変大きな成果が今出てきております。具体的には今年度町内の学校においてかなり授業改善が進んで、能代市の授業にかなり近づいているなどというような手応えを感じるような授業も出てまいりまして、今後一層教師力の指導力については高めていきたいと考えております。

それから、2点目のコミュニティ・スクールについても、ことし10月末に残っていた町内の学校を全てコミュニティ・スクールに指定をいたしました。町内全ての学校がコミュニティ・スクールになりました。ここで初めて全部の学校がコミュニティ・スクールになったわけですが、議員が言われるように形をそろえただけでは意味がございませんので、本当に地域とともにある学校の実の部分これから取り組んでいきたいなど。その中には、学力のお話もございましたけれども、子供たちの健全育成を含めてこのコミュニティ・スクールというのは極めて重要な位置づけと認識しております。

それから、3点目の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例ということでございますけれども、これがすぐ条例が制定できるかどうかということとはまたちょっと即答はできませんけれども、何らかの子供たちの学力というものについて町民の意識を高めていただく、あるいは保護者に意識化をしていただく、そういったことについては今後も取り組んでまいりたいと思っておりますし、新年度に向けて何らかの形で具現化できればいいなと思っております。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 学力の向上については、今教育長がお話ししたとおりで、まちづくり全体の中の学力というか、教育のお話をさせていただきたいので、まちづくりは人づくりといつも言っております。学校のPTAをやっているときから学校教育にまず来るときに家庭教育をしっかりしなければならないというお話も何度もさせていただいて、家庭教育の重要性も私も認識しているところでございます。教育のまちしらおいをつくと公約に掲げまして、今でも教育に力を入れているつもりですし、これからは教育に力を入れていきたいという考えのもと、理事者2人は学校の先生ということもあわせて、白老町の子供たちの学力だけではなくて、きちんと社会人になってからも立派な教育ができる、そんな環境をつくっていきたくと思っていますし、その環境づくりに私は全力を尽くしていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 今町長の答弁がありましたけれども、教育長、副町長が教育者上がりだよと、こう言っています。その能力を引き出して、使いこなすのが町長ですので、ぜひそれに向かってリーダーシップを発揮してほしいなと思う。隠れた能力を潰さないで、大いに発揮させてやってください。

それで次に、学校図書館ですけれども、はしょった感のある答弁だったのですけれども、時間もありませんので、私のはしょって、まず前段に質問があったのですけれども、それを省略

して、ここだけちょっと教育長に聞きたいなと思ったのですけれども。まず、お茶の水女子大の教授で、アメリカ、イギリスの大学で教鞭をとった数学者の藤原正彦氏は、初等教育の段階から自発的に本を読む子供を育てるために大事なのは小学校で国語を徹底的に教え、本に親しむ土台を築くことだと、こう述べているのです。このことについて教育長はどのような見解を持っておられるかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 子供にとっての読書というようなことでお答えしてよろしいでしょうか。いろんな調査がございますけれども、いろんな調査を通して言えることは、例えば学力の問題もそうなのですけれども、学力とも非常に読書は関係がある、あるいは読書を通して子供たちの心を耕すこともできる。情操であったり、感性であったり。ですから、本当に子供にとって読書、国語、本に親しむことは極めて豊かな人生を送っていく上で必要なことだと理解しております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 学校でのやはり国語教育も充実に力を入れなければいけない部分があると思います。その辺はちょっと抜けていましたけれども、そういうことで本に親しむ土台づくりには家庭はもちろんですが、学校図書館と図書をコーディネートする司書の役割と存在が一層重要になってきます。

そこで、過日総務文教常任委員会の道外視察研修で都城市のふるさと納税を視察してきました。同市では、ふるさと納税の使い道の一つに子供支援というのがあるのです。内容は、小学校図書館サポーター配置事業、これを実施しています。事業を始める前に平成24年度10人であった図書館サポーターを順次増員してきて、30年度には24人配置しているのです。倍以上です。それで、その成果はというと、児童1人当たりが年間に借りる冊数、答弁で貸し出し冊数なのかな。これが導入前41冊だったものが29年には80冊にふえています。図書館サポーターを増員したことが子供たちの読書環境の向上につながっているのです。端的にあらわれています。現在白老町の学校の図書館司書は2名です。そして、常勤ではないようです、答弁を見ると。そうすると、読書環境のさらなる向上のために図書館司書の増員が不可欠だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 交付税の算定基準でいいますと、1.5校に1名というようなことから、本町は6校ありますから、4人が多分基準からいけば人数なのかなとは理解しております。そしてまた、学校司書の役割も極めて、今議員がお話しされたように大変重要な役割で、子供たちの読書活動を支えるだけではなくて、読書活動へいざなうとか、興味づけしていくとか、そういうことでは非常に大事な役割を担っているというふうにも理解しております。ただ、実際に決して今の人数でいいとは思っていませんし、今後財政状況を含めて許せば増員ということもできればいいなと思っているのですけれども、現状から申し上げますと確かに数としては6校なのですけれども、例えば小学校ではかなり規模の小さい学校もあるもの

ですから、そういう学校への対応を含めると、今が十分とは言いませんけれども、一応司書さんたちの努力もあり、何とか子供たちの生活の中に読書を根づかせることはできているのかなと考えております。ただ、今後この今の人数でもいいよということではなくて、できるだけまたこれから財政のほうとも相談しながら、図書の活用も含めて検討していきたいなどは思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 検討でなく、前へ踏み込んでいただきたいなと思います。

それで、私は28年12月会議で学校司書の増員と学校図書館の整備計画について質問しています。そこで、教育長はまとめの答弁でこう言っているのです。図書館が子供たちにとって本当に学びの場であり、夢を育む場として機能していくようにその重要性を十分認識しながら、町内の子供のために整備に取り組んでいくと、こう述べているのです。今答弁はちょっと消極的なのか積極的なのかよくわかりません。検討という言葉は役所用語では云々と言われていますから、その辺はどうかと思います。そこで、端的に伺いますけれども、学校図書館の整備はもちろんですけれども、この図書館司書の増員については期待していいですか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今この場で私のほうでそのことについて明言することはできませんけれども、実はちょっと話題がかわるかもしれませんが、28年のときに議員のほうから図書館の整備方針についてご質問いただきまして、実際今私どものほうで持っているのは図書館で持っている、図書館のということではないのですけれども、読書活動の推進計画というのがございます。これは、道のほうの計画と連動しておりまして、道のほうが新しい計画、今第4次の子ども読書活動推進計画というのが今年度からできました。私どものほうもこれに連動して第4次の計画をつくってまいりますけれども、この中にも具体的に今お話があったような司書の配置の問題でありますとか、あるいは1日の読書の時間の問題でありますとか、標準冊数の問題でありますとか、こういったような数値目標が幾つか出ておりますので、これらは我々も同じ努力目標として捉えてもらいたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 教育総合会議の主宰者である町長の答弁も聞きたいと思っておりますけれども、多分教育長と同じ答弁になると思っておりますので、それはいいです。

それでは次に、学校給食の無償化について質問します。これ以前からありますけれども、白老町に転勤してきた先生や子供たちから白老の給食はうまいよというような評判があります。栄養士や調理の方々が日々努力されているからだと思いますけれども、給食をつくる上で特に心がけていることはありますか。

○議長（山本浩平君） 葛西食育防災センター長。

○学校教育課食育防災センター長（葛西吉孝君） 給食をつくる上での心がけということですが、まずイの一番はやはり衛生管理、私どもの職場、1つ事故が起きますと100人単位の

事故が起きると。それから、現在アレルギーもやっておりますので、命の危険にもさらされるといったような状況の中で仕事をしておりますので、そこがまず一番気をつけているといったところでございます。それと、子供たちに少しでもおいしい給食を食べていただきたいということで、炊飯のときの水かげん、これ一つとりましても新米ですとかまぜ御飯ですとか、そういった種類の中で全部データをとりまして、水の量も変えております。それから、温食の関係、これも野菜に含まれている水分、そういったものでも味が変わってきます。それを一つ一つ毎日検証しながら、日々同じ味の提供を子供たちにしていきたいということで心がけて、毎日調理をしているといったところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ぜひおいしい給食を提供を続けてほしいなと思います。

そこで、逆に、おいしいのですけれども、給食費のほうを聞きます。白老町の学校給食費の単価についてでありますけれども、この白老町の給食費単価を胆振管内の自治体と比較して、その差はどのようなになっていますか。

○議長（山本浩平君） 葛西食育防災センター長。

○学校教育課食育防災センター長（葛西吉孝君） 給食費の関係でございます。これにつきましても各センターの給食リスト、それとそれから学年別の区切りで金額に差がございますので、平均的にということでご了承いただきたいと思いますが、管内の小学校の1食単価の平均、これ大体245.25円になります。本町におきましては273円で、中学校でいきますと管内平均、1食単価294円、本町におきましては324円といったような金額になってございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 結構他の自治体を見たら高い金額になっているということです。その中で給食費は払っているのですけれども、そうすると先ほど答弁がありました、白老町の要保護、準要保護のこの実態を、認定率、これを全道、全国平均とした場合、うちの認定率は多分高い方向にあると思うのですけれども、どのような状況になっていますか。

○議長（山本浩平君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） お答えしたいと思います。

残念ながら30年のデータは、調べたのですが、出ていない状況になっておりまして、過去のところでいうと、22年と27年でちょっとお答えしたいのですが、22年のときには白老町の要保護、準要保護を合わせたの認定率が22.1%でした。国が15.28%でした。北海道は23.23%で、このときは北海道よりも下でありました。27年度については、白老町が26.6%、国が15.43%、北海道が21.64%で、この時点で白老のほうが上がっているという状況になっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 認定率、年々高くなっていますよね。そして、今は全道、全国より非常に、非常というか、高い位置を占めて。

そこで、先般、過日かな。地域の経済水準を示すとされる平成29年度の市町村課税状況等が公表されました。白老町民1人当たりの平均所得額、それに対する全道平均額及び全道のランキングはどのような状況になっていますか。

○議長（山本浩平君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 私のほうから市町村税課税状況等の調べに関してお答えさせていただきます。

29年度の平均所得は全道平均は285万7,000円で、白老町は236万9,000円でございます、179市町村中、白老町は172番目となっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうすると、白老町の所得は、もう一回言いますけれども、平均所得は236万9,000円です、町長。179市町村中172、下から7番目に位置しています。下のほうは、ほとんど財政危機に陥っている市町村です。うちも同じ状況に入っています。そこで、町長として町民1人当たりの所得が限りなく低所得化している現実をどのように思われますか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 税務課長からあったように、状況、正確実態のここの数字の押さえというのは非常に厳しい状況にあるということはずっと言われてきており、町としてもその押さえはしてきているつもりでございます。ただ、実質的な部分で、今教育の話でお話がされておりますけれども、そこをところを加味した政策的な部分での準用の見直しだとか、そういうふうなところは28年も行いました。また、今10月から生活保護費の問題も出てきて、そこの中での扱い方も今度考えていかなければならない状況にはあるのではないかなというところは押さえはしております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 給食費の今準要保護で率を上げればいいという話なのですが、全体の、先ほど答弁がありましたけれども、給食費を払っている中の準要保護、要保護が無料になって払わないという部分がかなり占めているのです。そういう部分を私は観点にして質問したのです。ですから、それだけがいいという認識ではなくて、それから一歩何を踏み込まなければいけないということがやっぱり行政として、施策として考えなければいけないと思います。私は、そこを質問しているのです。

そこで、今非常に、下から7番目です。ということは、先ほど教育長かな、担当課長の答弁でいって、低所得化は子供の学力には関係ないよというけれども、貧困についてはつながっていくと思います。このことから、保護者の家計の負担軽減による子育て支援の観点からも、私は平成29年3月会議で給食費無償化のために目的、背景、効果等々について質問しました。これは、1年前の議会でも吉田議員も同様な質問しているのです。それで、きょうの答弁は方針の決定に至らず、こうなっているのです。至っていない状況だね。方針に至っていない状況と、こう言っています。この29年3月会議で私の質問に対して古俣副町長は前向きに提案と捉えて

検討していかなければならない、今後十分しっかり議論を内部の中でもしていかなければならないとして無償化に前向きな答弁しています。答弁から1年9カ月たちました。今言ったけれども、本日答弁があった協議、健全化プランとか見直しでやっているよと、そういうことはこれは別にして、これまで給食費無償化についてどのような取り組みがされてきましたか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 以前の議員からのご質問も踏まえまして、給食費のあり方についてはさまざまな予算づくりのところからも含めて、子供支援の大きな一つの要件としての押さえは捉えております。ただ、これがすぐ無償化に例えばつながるかどうかというところはやはりさまざまな今のうちの子育て支援の政策の中で全体的に考えていかなければならないことだと思っています。学力との関係も、先ほど話がありましたように、やはりしっかりとした学力をつけていくために今新たに最近子供チャレンジ事業も始めて、漢検だとか英検だとか標準学力テストも含めて、それぞれそういう形で子供たちの学力を含めた育ちの保障をしていくための方策として今取り組んでおります。そういうふうなことを含めて、今最初に言ったように全体的な中でこの給食費のあり方も一つの方法としての押さえはしております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） これで最後になると思います。

2カ月ほど前の10月22日、総合教育会議が開催されています。議題に学校給食費無償化は提案されていませんでした。よって、町長は給食費無償化についてはこの席では一切触れていませんでした。教育長がその他の項目、これ議題ではありません。教育長がその他の項目で他自治体の無償化の状況を説明した後に本町の給食費の無償化について今後町長部局と無償化の可否について協議していきたいと、こう述べています。

そこで、2点伺います。その後、この可否についての議論はどちらの方向に進んでいますか。きょうの答弁も念頭に置いた質問です。可否についての議論はどちらの方向に進んでいますか。そして、いつの時点で給食費無償化の可否について判断されますか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員からご指摘がありましたように、10月の末に開催いたしました総合教育会議のその他の事項でこの給食費の無償化については情報提供させていただきました。今までも話題としてはいろいろ出てまいりました。ただ、具体的に例えば町長のほうに、あるいは教育委員さんのほうにこの全道の実施状況の数値をお示ししてはいませんでしたので、情報提供ということでの資料を提供させていただきました。実際私も理事者の一人として今予算編成に取り組んでいる中で、本当にこのことにかかわる財源がどうなのかということについてはやはり厳しい状況だなど、こう考えております。ただ、気持ちとしては、これは前田議員からもお話がございすけれども、できることならば将来的にこのことについて一部でもできないのかなというような思いは持っております。ですから、期限を切ってとかいつまでということについて明確にはちょっとお答えできないのですけれども、財政状況を勘案しながら町長部局のほうにも相談させていただいて、もし実施できるのであればどういう状況ででき

るのか、このことについては決してしないというようなことではなくて、状況を考えながら進めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今議論してきましたように、特に若い人方、低所得化されているのです。そういう中で町民の生活、暮らしは非常に厳しくなっています。そういう中であって、ぜひ未来を担う子供たちのために財源、財政投資をしていただいて、子供たちに先ほど言った白老をふるさととして背負っていく、ふるさと白老を誇りに思えるような教育振興、教育政策をやっていただきたいと思うのですけれども、先ほども同じような、似たような質問していますけれども、ぜひその辺投資をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 町長も先ほどお話、ご答弁申し上げたように、やはり本町におきまして子供は本町のこれからのまちづくりをしていく宝物としての位置づけ、その人材を育てていくというのは、これはどこのまちもそうだと思いますけれども、教育のまちとしての白老の大きな役割だと考えております。そのためにいかにして具体的な政策として子育て支援を打ち立てていくかという中で、それが今出している子育て支援が全て政策的な、効果的な部分にあるのかという検証はしていかなければならないと思っておりますけれども、今議員からご提案も含めてありました件については十分受けとめながら、今後の白老の教育づくりをしっかりとまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 以上で13番、前田博之議員の一般質問を終了といたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時27分

再開 午後 1時30分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き議会を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

◇ 吉 田 和 子 君

○議長（山本浩平君） 次に、5番、吉田和子議員、登壇願います。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田和子でございます。通告順に従い、2項目8点について伺います。

1点目、白老町子ども・子育て支援事業計画について。

1、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備について。

①、基本目標4の整備で教育、保育、学校等が連携し、子供の成長段階に応じた教育内容、環境整備、学習環境の向上を図るとあるが、進捗状況と課題は。

2点目、幼児教育支援の施設職員の資質向上、家庭での教育、保育充実はどう進んでいるの

か、また課題について伺います。

(2)、北海道教育委員会、北海道が策定した北海道幼児教育振興基本方針の町の考え方について伺います。

①、幼児教育の変革を目指し、2019年度より実施として全ての幼児教育施設を対象とした方針であるが、どう認識されているか伺います。

②、国が改定した保育所保育指針を受け、小学校入学まで育てほしい姿として10項目にまとめ、幼少連携、接続を強化するとしているが、どのような項目であり、町としてはどう受けとめ、実施するのか。スタートカリキュラムを小学校がつくるとしているが、どう考えているのか伺います。

(3)、登下校対策について。

①、通学する子供の荷物が重く、子供の健康、安全に悪影響を与える問題が出てきているが、町としての見解は。

②、小中学校の開校時間は何時か。また、開場前登校の児童・生徒はどうしているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 白老町子ども・子育て支援事業計画についてのご質問であります。

1項目めの子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備についてであります。1点目の基本目標4、子供の成長段階に応じた教育内容、環境整備、学習環境を向上するための取り組みの進捗状況と課題についてであります。それぞれの教育施設において就学前には基本的な生活習慣の習得や遊びを通して道徳性や社会性の基盤を育み、就学後は総合的な学習や読書活動の推進、道徳教育や教育相談などを通して豊かな人間形成のための取り組みを行っております。環境整備と学習環境の向上のための取り組みとしましては、健全な育成を害するおそれのある有害情報や有害図書の規制、撤去活動の推進や健全なメディアの利用に向けた環境づくりなどを行っております。また、少子化の進行や子供の育ちをめぐる環境の変化により集団教育や直接体験する場や機会の減少などが課題であると捉えております。

2点目の幼児教育支援の施設職員の資質向上、家庭での教育、保育充実の実施状況と課題についてであります。現在は各種研修会への参加、幼児学童連絡協議会における研修会の実施など職員の資質向上に取り組んでおります。家庭での教育につきましては、訪問型家庭教育支援事業の活動として家庭教育支援員による子育て情報の提供、家庭教育講話の実施、訪問相談などを行い、子育てに関する相談や家庭の教育力向上に努めております。保育の充実につきましては、乳幼児からの受け入れ態勢を整備するとともに、保護者の多様なニーズに対応するため延長保育事業、一時預かり事業など実施しております。また、保育者の園外研修が都市部で開催されることが多く、身近な地域で学ぶ機会が少ないことや家庭での教育力の低下などが課題であると捉えております。

2項目めの北海道幼児教育振興基本方針の町の考え方についてであります。1点目の全ての幼児教育施設を対象とする本方針の町の認識についてであります。幼児期は生涯にわたる人

格形成の基礎を培う重要な時期であります。基本的な生活習慣が身につけていない、子育てについての悩みや不安を抱える親の増加、地方にいる保育者の研修機会の不足などの課題が指摘されております。また、子ども・子育て新制度の導入や幼稚園教育要領が改訂され、家庭や地域などを含めた幼児教育の充実が一層求められてきたことを踏まえ、本方針が策定されたものと認識しております。

2点目の小学校入学までに育ってほしい姿、幼少連携、接続の強化実施、スタートカリキュラムの作成についてであります。幼稚園教育要領などの改訂で示された幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は健康な心と体、自立心、協同性、豊かな感性と表現などであり、子供の育ちを具体的な姿として見ていこうとするものであります。幼児教育は義務教育やその後の教育の基礎を培うものであることから、10の姿を保育者と小学校の教員が共有し、入学時の引き継ぎ体制を一層強化することで円滑な接続を図ってまいります。また、現在スタートカリキュラムとして小学校入学当初に学校を探検する生活科の学習活動を中核とした指導や幼児学童連絡協議会による幼稚園、保育園と小学校との情報共有や授業、保育参観などの取り組みを行っております。今後は、さらにスタートカリキュラムの充実に取り組んでまいります。

3項目めの登下校対策についてであります。1点目の通学時の過重な荷物による子供の健康、安全への悪影響に対する町の見解についてであります。身体の健やかな発達に影響が生じかねないことへの懸念や危険を回避しにくい状況が想定されることから、教材、学習用具の重さや量については配慮が必要であると考えております。

2点目の小中学校の開校時間と開校前に登校する児童生徒の実態についてであります。開校時間はおよそ8時前後に定めております。家庭の事情などにより時間前に登校しなければならない場合には早目に出勤した教職員が対応しております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。初めに、子ども・子育て支援事業計画についてちょっと伺いたいと思います。

この計画は、平成27年から31年の5年計画としております。計画策定には子育て会議を設置し、慎重な協議、アンケートをしたり、そういったものを重ねながら子供の健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をするとして、そういう目的で策定されました。31年度より推進状況の点検、必要な見直しをするなどして、見直しをしていくしておりますけれども、これをどういったメンバーでやっていくのか。子育て会議に参画した方々は解散して、いない方もいらっしゃると思いますが、どういった形で、どういったメンバーで実施をしていくのか。また、定期的にこの5年間計画の評価、PDCA等によるそういうことを実施されたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 子ども・子育て支援事業計画についてのご質問でございます。この計画は、平成26年度に子ども・子育て会議において審議して、策定いたしました。その当時にかかわっていた委員の方が6名が現在も委員として継続してこの会議に出

席して、検証にはかかわっていただいております。構成メンバーとしましては、保健、医療、また保育園、学校、子育て支援団体、PTAの代表の方など12名となっております。そして、評価につきましては、この子ども・子育て会議、毎年実施しております、その年度ごとに進捗状況等は検証してございます。その中で例えば不足している支援があれば、また必要な対応をとっていかうとは考えてございます。また、31年度は次期計画の策定年度となります。その策定に向けて新たにニーズ調査を実施いたしますので、今の計画の検証をもとにニーズ調査の調査内容も検証、精査しまして、子育て世帯の適切なニーズを把握して、今後の施策展開を図っていきたいとは考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 31年、次期計画の見直しについては残っているメンバーもいるということで、検証しながら、ニーズを踏まえながら、また新たな次期計画の作業をしていくということです、前回できた27年から実施されているこの事業計画は、本当に子ども憲章等もでき、それを中心に子供たちもいじめについてとかいろいろなことを議論しながら子育て会議等も実施して、その中でいろいろ子供たちのあるべき姿とかやっているということは評価したいと思います、今後この計画づくりにまた新たに取り組んでいくということでは、やはり経験した方がいるということは私はいいいことではないかなと捉えております。この事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づいており、子ども・子育て支援に関する専門的、個別的な領域を受け持つ計画としています。計画策定に当たっては、国や道の示す考え方、方向性などを適宜適合性を確保するというふうにあります。31年見直ししていく中で、北海道が示した計画期間、31年から34年までとしている北海道幼児教育振興基本方針との整合性、どのように図っていくというお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 子ども・子育て支援事業計画は、教育、保育、また地域の子育て支援事業のニーズ量と提供体制を数値として示すものでございます。実際にニーズ量に見合った提供体制が確保できたかどうかは子ども・子育て会議において検証しているところであります。また、このたび道で策定しました北海道幼児教育基本方針につきましては、北海道における幼児教育振興の方向性を示すものでありまして、関連計画と一体的に施策を進めるものとなっております。白老町の子ども・子育て支援事業計画も関連計画と連携を図りながら施策を展開してまいりますので、本方針と一体的に施策展開を図っていくようなことは考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 今回のこの北海道が示した北海道幼児教育支援基本方針というのは、幼児教育の必要性、そのことが基本にありまして、幼児教育がいかに大切かということを決めるのが今回の計画でうたっております。先ほど学力テストの質問がありまして、今学力の向上するために秋田のことをやっていると言いましたけれども、そういったことも含めてちょっと伺っていて

いきたいと思います。

今回私は、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備として子ども・子育て支援事業計画、第4の推進状況と課題を伺いました。その中で、道の基本方針では全ての幼児教育施設とゼロ歳児から小学校入学までの全てを対象とした計画としています。その中でオール北海道として施設における質の高い幼児教育の実施、幼小連携の強化を示しています。白老町子ども・子育て支援では、認定こども園の設置など質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進していますが、道は全ての施設の質の向上を課題として、施設、地域格差というのは、先ほども研修等が都市部から遠いということで、ちょっと不都合があるというお話はありましたけれども、そういった白老町の施設の質の向上を目指す上で、地域的な格差とか、それから施設の違いとか、そういったものは感じられているかどうか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 質の高い幼児教育を実践するためには、保育者の専門性を高める必要があるとは感じております。その資質向上のための研修が都市部で開催されるのが多くありまして、白老町ですと月曜日から土曜日まで6日間開所していたり、また延長保育などを実施しておりますので、地方の保育者にとってはその研修に参加する機会が距離的、時間的にもなかなかなくて、都市部の保育者と比較してその機会の少なさというのはあるのが実情かなとは捉えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。なぜそういった幼児教育の必要性、積極的にかかわるということを行っているかということ、どうも今回この計画を立てるのに幼児教育センターを設置しました。北海道では札幌市だけしかなかったのですが、北海道もオール北海道として地域格差をなくするためにどうするのかということセンターを設置したと聞いております。国は、昨年保育所保育指針を改定し、幼児教育の積極的実施と小学校入学までの育ちの姿を、先ほど10項目説明していただきましたけれども、10項目を示し、幼小連携、接続の強化を促しています。答弁では割と簡単に書いていますけれども、ほかの示されたものによると言葉がすごく難しく、これを子供に求めるのと私もちょっと思いながら読んだのですが、それはなぜなのかということが書いてありました。質の高い幼児教育を受けたグループと受けないグループを2つ、2年ほど実施したのだそうです。その追跡調査をした結果、受けたグループの基礎学力、自己肯定感で大変すぐれ、大人になっての社会的成功率が高かったという成果が、そこまで追跡調査をした研究結果が出ております。質の高い教育とは習い事とかではなく、幼児期にやる気、協調性、思いやりなど数字にあらわせない非認知能力を育てることが大切だと言われている。この能力は幼児期に刺激しておかないと十分発達しない、必要なのは何を教え込むのかではなく、子供が夢中になれる環境の提供であるとしています。現在の各施設の取り組み状況、先ほどもちょっと説明がありましたけれども、状況をどう判断して、今後保育所におけるこういった研究成果も踏まえて幼児教育を白老町として、先ほど秋田を参考にして学力を上げていくと、それは白老町としてのものではないような気が私はするのですが、白老町として

今幼児の状況、そういったことを踏まえて、その不足部分、施設を同じような形でやっていくためにどのようにお考えになっているか伺います。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 幼児教育のためには保育者の資質向上が大事だということで先ほどもお話ししましたが、まず保育者の育成ということには、そこには力を入れていきたいなと思っております。各園で園内保育や園外保育など実施しておりますけれども、例えば園内保育ですとそれぞれの園が抱えている課題などをテーマにしまして、お互いに共通認識を持ちながら、例えば経験豊かな保育者から若い保育者へアドバイスしたりとかというような保育士の育成の場になっているとは思っております。また、園外保育とかにつきましても行政、各種団体が主催する研修が多くありますので、できるだけそういう研修にも参加していただけるようにその開催、案内等は周知の徹底を図っていききたいなとは考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 先ほどから言っていますように、幼児教育で一番必要なのはやっぱり保育士の資質の向上だと言われています。白老町は、幼児教育に特化した計画というのはあるのかどうなのか。幼児教育のほうで子育て、子供支援とかありますけれども、そういった計画をつくっているところがあるということなのです。それで、質の高い幼児教育の実施に市町村に求められているものがあります。それは、先ほど何回も言っていますけれども、保育士の資質向上と乳幼児、乳児期の特質を踏まえた保育実践が求められると言われています。そのための研修会が行われているということなのですが、その提供を道がしていくと言っています。それから、施設間の交流もやるべきではないだろうか。それは、格差をなくするためです。もう一つは、道から幼児教育相談員を派遣をすと言っています。先ほど言っていました。都市部に行くまでには時間がなかなかとれないというお話がありました。それで、道は教育の相談員を地方へ向けますと。そして、向けるから、相談体制だとか助言を受けて、しっかりと資質の向上に向けてくださいと言っていますけれども、そういうことが、向けるといってもこちらが受けなければ何なりませんけれども、そういったものを受けてやっていく機会は設ける考えがあるかどうかということが1点です。

それから、もう一点、先ほどの質問にもありましたけれども、総合教育会議というのがあると言っていましたけれども、この中で一番強調して言われているのは町長部局と、それから今分かれていますよね。子育て支援室は、健康福祉課のほうに来ました。教育委員会と分かれました。それを一体化して連携を本当に強固にしてやっていくことが、後でまた教育長にもお考えを伺いますけれども、そういった取り組みもきめ細やかにやっていかないといけないと言われているのですが、その辺はどのようにお考えになるか伺います。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） このたび示された基本方針の中には、園内研修などを支援する人材として幼児教育相談員を各振興局に配置するということが示されております。

す。相談員の方は実践経験が豊富で、知見がある方がその職につくことになっておりまして、各園の要請に基づきまして派遣して、公開保育などを実施したときの助言や講演など行いまして、幼児教育を推進する体制を充実するということになってございます。本町としましても派遣要請を積極的に活用していただくように町内の園には周知をしていきたいなどは思っております。

それと、福祉部局と教育部局との連携ということでございますけれども、現在幼児学童連絡協議会というものがございまして、この協議会の中で町内各園の保育者と小学校の教員が集まりまして、保育参観や授業参観、またその後の懇談会や合同で研修会を開いたりなどして、交流など深めております。そのときに単なる交流にとどまらないで、子供の育ちを幼児期から小学校入学という連続している育ちという捉えを持っていただくようにさらに協議会の活動も充実していくようなことを今後考えていきたいなどは思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 吉田です。もう一度触れますけれども、学校教育で学力テストの向上の努力もされて、秋田へ教員を派遣し、またその教員たちが戻ってきた時点で教師とともに勉強のあり方、秋田の実施の方法とかを学んで、学力向上に努めて、その結果が少しずつ出ていると、秋田に近づいているというお話だったのですが、私はこのことを捉えたときに小学校に入ってから慌ててやったのではだめだということを今回全道でも反省をして、幼児教育、保育士の資質の向上、それから教諭の資質の向上ということが大きく図られなければならないと言われているのです。ただ、今は人材不足ということもありますし、先ほど室長がおっしゃったように、月曜日から土曜日までは保育所はやっておりますので、その合間を縫って学ぶということは大変厳しい状況下にあるのではないかと思います。昔三つ子の魂百までもと私はこれを勉強して思ったのです。昔の人って間違っただけでいいのだなと。脳ができ上がるまでの置かれた状況によって、環境によって将来にわたってそのものが生きていくということが発祥なのだと思うのです。だから、今の幼児教育、非認知能力というのですか、そういったものを形成していかなければならないと言っているのです。ですから、そういうことから考えると、先ほどからも室長は一生懸命こうやります、こうにやりますと、道からも要請しますということなのですが、やはり室長の思いをきちんと理事者も受けとめて、本当に保育士が勉強しやすい環境をまずはつくってあげないと、なかなか道がこうしますよ、国もこうしますよとかと言われても、町自体の保育の体制の中で受け入れる体制が本当につくっていいのかどうなのか、そのためには人材はどうなのか、不足していないのかどうなのかということなどをまずは検討していかなければいけないと思うのですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） この子育てのあり方といいますか、幼児教育、保育の関係で、議員もご存じのように教育委員会に子ども課ということで設置をしていた時代があります。それから、今町長部局というか、健康福祉課との関連から子育て支援室として持っていきました。そ

それは、当時私が教育長の時代だったのですけれども、やはり子供の発達状況というのは一つの全体的に見ていかなければ、さまざまな人のかかわりを持ちながら見ていかなければならないのではないかと。それが教育委員会という中での子供政策としての捉え方は、もちろんそれは1つ大事なことなのですけれども、もう少し大きな意味で、町長部局のほうにそれを移す中で連携性を図りながら、そしてもっと保育士のみというか、教育のみならず、福祉的な部分も加味しながらやっていったほうが子供の発達を見る観点からは非常にいいのではないかとということで、今回あそこの子育て支援室ということでつくられている経過があるように思っております。そういう中で、どのように保育者、教育者側の部分、子供にかかわる資質の向上を図っていくかということころは、今室長のほうからるそういう観点で今うちのまちの中で行われている、またこれから行っていかなければならない状況についてはご説明があったかと思っておりますけれども、私どもも町全体としてやはり今この少子化という中においてどのように子供の発達を保障していかなくてはならないか。それは、単なる子供の自身の発達だけではなくて、子育てという観点の親も含めての発達を保障していかなくてはならないときに、やはり広い意味での保育者、教育者の研修の機会というのは十分確保していかなければならない。ただ、今うちの現状から見たら、本当に保育士が満度正規の部分で保障されているかといったら、これはなかなかそういう実態にはないということは正直なところですが。ただ、今後やはり幼児教育、保育の部分をしっかりしていくためには人材の確保も含めてそういう研修、質の向上を含めて方向性を持った形でいかなければ、本当の意味での子育て支援にはならないだろうなどは思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。

次に行きたいと思えます。幼少連携の中でスタートカリキュラム、もうやっていらっしゃるということでした。ただ、ここで伺うのは、生活活動を中心としているということなのですが、幼稚園、保育所を終わってきている子供というのはなかなか1時間座って授業を受けるという体質がまだでき上がっていないということなものですから、やっぱり今後そういった幼小連携の中ですんなりと小学校の授業に入っていける体制をスタートカリキュラムの中に入れていくべきではないかと言われております。ですから、町の地域性、幼児教育施設と小学校が共同して、そして学校の独自性も生かした中でのカリキュラムの編成が今後必要だと言われておりますけれども、どのように考え、今あるカリキュラムもさらにまた充実に取り組むということなのですが、どういった点に力を入れながらやっていかなければならないとお考えになっているか伺います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） スタートカリキュラムのあり方の件でございますけれども、白老は歴史的にも幼保小の連携というのはかなり他の自治体に比べると先駆的に取り組んできた、そういう実績がございます。したがって、こうしたスタートカリキュラムのこういう用語ができる前から比較的地的に円滑な連携ができていたのかなとは思っております。そういう実

態はありながらも、このたび幼稚園要領の改訂で10の姿というものが改めて示されましたので、このことについては小学校の段階としても今までの連携をもう一度見直す一つのいい機会だなどと考えております。また、このスタートカリキュラムは小学校低学年だけの問題ではなくて、小学校全体の問題でありますので、この課題をきちんと教職員が、校長を含めて共有しながら、今後また幼保小の連携を、我々は小学校の立場からですけれども、意義ある連携にしていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。北海道内でもこのスタートカリキュラムをつくっているところはほとんど、数校しかなかったと思います。岩見沢が割と先駆的に今試験的にやっているということで、白老町はでき上がって、もうとっくにやっているということですので、本当にこれを充実したものにしていっていただきたいと思います。

このところでは最後になりますけれども、家庭教育の向上支援も大変重要であります。先ほどから家庭教育のことがありましたけれども、保護者に対する学習の機会の提供、ひとり親家庭の子育て中の親の悩みを相談できる機会の設置、また特別支援のあり方も今までずっと申し上げてきましたが、幼児教育の質の向上、幼少連携、そして幼児教育の環境整備のための町長部局と教育委員会との連携の強化と重要性も申し上げましたが、子ども・子育て支援事業計画、幼児教育振興基本計画を含めた幼児教育、幼小連携、家庭教育の連携した事業推進の重要性の考えと道が示したこの幼児教育振興基本方針の実施のあり方と整合性、白老町もこのことをどう捉えているのか最後に伺います。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） このたび示されました道の基本方針につきましては、幼児教育の推進のために家庭教育も重要だというようなことが書かれております。家庭教育につきましては、子供が生活のために必要な生活習慣や自立心を育てるための親のかかわり方など、家庭教育支援事業を通してこれからも家庭の教育力の向上には努めていきたいと思っております。また、教育委員会と町長部局との連携ということでございますけれども、幼児学童連絡協議会のほかにその活動も充実することもありますけれども、それ以外に実際に今回改訂されました保育要領等の改訂内容をともに学んだりとかしながら、実際に入学時の引き継ぎなどを行う際にお互いに確認し合いながらということで徹底した引き継ぎを行っていくなど、本当にどの子供も学校生活を安心して迎えられるような、スタートをとれるような連携を図っていきたいとは思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 次に行きます。登下校対策について伺います。

子育て中の親から子供の負担があり、成長期に健康に悪影響があり、通学時危険が伴うとの声を受けました。現在小中学生の通学かばんの重さが重くなった理由として、2011年から2012年に始まった脱ゆとりによる学習内容の増加や教科書の大判化により、文科省によると2018年の

教科書総ページは2006年に比べて中学校31%、小学校が38%増加していることが要因であるとしておりますけれども、学校側としてこのように捉えているかどうか伺います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員がご指摘のとおり、総体的に10年前、20年前の子供たちに比べると教科書の量がかなり厚くなっておりますし、また多様な新しい教科が出ておりますので、それに伴う学習用具でありますとか、そういったものが当然出ておりますので、昔に比べるとやっぱり今の子供たちの登下校にかかわる学習用具や、あるいはそれに付随する教材もかなり多くなってきていると認識しております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。日本赤十字の整形外科センター長によると、背負う荷物が重いほど椎間板の潰れが大きく、これは成長期の子供です。猫背ぎみになり、8キロを超えると背骨が左右どちらかに傾く、また自転車の荷台に載せるとバランスを崩して危険としています。ある研究では、体重の10%以下に制限することが望ましいと示しています。かばんの重さを軽減することは、子供の成長、健康を大切に考える子供ファーストの視点に立っていると思いますが、健康面、安全面、家庭学習の大切さも含めて委員会としてどう判断されているか伺います。

また、ある市では教育長が各学校を回り、校長に対して荷物の軽減の協力と、それから重量調査などを提言したとありますけれども、委員会としての対応、今まで何かされたのか伺いたいと思います。

また、文部科学省も9月に重いかばん対策をするよう都道府県に通知しておりますけれども、道内でも6市の教育委員会が小中学校に対応要請をしたとの報道もありましたけれども、対応はあくまでも学校側の判断になるのか、教育委員会としてすべきことは何なのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） まず、実態から申し上げますけれども、実態としてはこのたびかなり全国的なニュースでこの過重の問題が出てまいりましたけれども、本町においてはこうした問題が出る以前に各学校でそれぞれ配慮というのが一定に行われておりまして、特に本町において子供たちが体重の10%、20%になるような大変重いものを毎日持ち帰っているような実態はないと考えております。

あとまた、何を置いていくかということについては、教育委員会のほうで特に一定の指示をして共通化を図ってはいませんが、各学校の実態によって多少の違いはありますが、いずれにしても校内においてはこういうものは置いていかせようとか、こういうものは持ち帰らせようとか、そういうような一定の共通の理解が行われています。そしてまた、学習用具も、議員のお話があったように、やはりある程度宿題というものも学校で出していきますので、そういうものについては基本的に持ち帰らせるけれども、そうでないものについては特に大きな負担になるような、子供たちに毎日持ち帰らせているというようなことはないと考えておりま

す。

それからあと、私のほうで、そういう実態がございますので、本町においては特に従前から配慮しておりましたので、改めてこのことについて指示を出したり、要請ということは特にいたしておりません。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 今もう取り組んでいるということで、体重の10%、20%を超えるものは持たないようにするようになっているということなのですが、そういった実態を調査はしていないということですね。学校にお任せをして、破らないように、重くならないように、学校として置き勉のあり方、それは学校で対応することだと思っておりますが、それから個人の自主性で家庭学習に必要なものは持って帰る、それから帰る方法が主に5教科は認めないとか、それぞれが学校で決める。また、時間割りも重いものが重ならないような配慮をする、そういったことがもうされているということだと思いますが、それで重いものというのは解消されたらと、調査をしなくても大丈夫だということでは捉えてよろしいでしょうか。

それと、もう一つ、置いて帰るための置いたものがきちんと置ける場所というのは各学校によってはロッカーを用意するというところもあるのですが、いじめの問題とかいろんなことがあって、いろんな大事な自分の教科書を置いていくものが人に触れられるということは大変嫌だということもありまして、持って帰ると子供もいるということで、やっぱり個々のきちんとした保管ができる状態を整えることも必要だと言われてはいますが、この辺の問題も全部解消されているとお考えですか。

○議長（山本浩平君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 教育委員会として調査する、今後そういうような現状について調査をしたり、具体的に指示するかどうかという点については、今のところ具体的にするという考えには実はまだなっていないと思っております。実際問題に置き勉と言われる道具を置いている状況、それぞれ各学校をちょっと見せてはいただいている中で確認を私もしているのですが、置く環境としては教室の中にある一定限置く場所ですとか置き方ですとかきちんとルールをある程度定めた中で学校としては管理されておりますし、その前に基本的に子供たちがそういう人の大事なものを壊してしまうようなことがないような指導が日々行われているということで問題は解消されているので、ロッカー等の環境整備については特に考えておりません。ただ、この間12月に北海道の教育委員会のほうでこの学習用具の整備についての一部案というか、ほかの学校での実施のものとかは示されておりますので、それについては改めて教育委員会でその対応が必要かどうかについては検討したいと思います。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 私の子供も卒業して大分たちますので、実態調査はできませんので、こういった今問題になっていることとして取り上げましたので、白老の実態を調べて質問したわけではありませぬので、白老がきちんとある程度整備をしてやっているということでは子供

たちが背骨が曲がったりだとか、そういったことはないと思えていきたくて思っております。

次に、小中学校の開校時間について伺いたいと思います。ずっと質問することをちょっと書いてきたのですが、1つ確認を先にしたいと思います。私は、子供が学校に行っているときは朝の時間って別に決められていなかったような気がするのです。いつ行っても学校に入れたという記憶があるのです。どうして朝早く学校に行ったら学校に入れてもらえないのだろうと反対に考えたのです。なぜなのだろうと。そんなに子供は心配で信頼できないものなのだろうか。学校さえあければ、誰か一人いれば、それぞれ学校に入っているのではないだろうか。近隣のお母さん方が心配する、雨が降っていても玄関前で待っている、これから冬が寒くなるのに玄関前で待っている。ましてファミリーサポートセンターでは朝の学校の送り迎えをすると、そういった問題まで出てくる。この間もちょっと決算審査特別委員会で言いましたから、余り言いませんけれども、女性の7割が働き始めた。両親が働いている家庭で、私たちが働いておりましたけれども、子供を学校にやるのに心配したことは一切ありません。きちんと気をつけて行きなさいで送り出していました。時間がどうのこうとか余りなかったのですが、なぜ早く行くとあけてもらえないで、玄関前で待っていなければならないのか、雨が降ろうと雪が降ろうと。その辺の問題が何かあるのかまず最初に伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 確かに昔は非常におおらかな時代がありましたので、開校時間だとかというのは特に定められていなかったと思うのですが、近年例えば登校途中に不審者が登場というか、不審者が出てくるというような、子供たちの登校にかかわってやっぱり危険性がかつてに比べると高い状況がございます。そういった状況を踏まえたときに個々にそれぞればらばら、ばらばら登校してくるよりも、一定限通学路に子供たちが同じ時間帯に集まってくる、集団でできるだけ登校させる。そのことによって、いわゆる不審者対策というような間接的な部分もありますけれども、そういうような意味合いもあり、もう一つには教員の勤務の問題もあります。そういうこともありまして、ある程度学校ではおおよそのめどとして、目安として何時から何時ぐらいの間に登校してくださいというような一応目安をつくっております。

それから、もう一つ、確かにそういう目安はありますけれども、当然ここにも、答弁書にも書かせていただきましたが、全ての子供がこの時間に登校できる状況ではない部分もあると思います。例えば家庭の事情によってどうしても早く出なければならないとか、そういう場合、校内に、校内というか、町内において例えば何時から学校をあけるから、それまでは入れないよとか外で待っていなさいとか、多分そういうようなことはないのではないかなと。一定限学校の中には入れているのではないかなと思います。ただ、ある程度子供たちがその目安を持ちながらもそれがなし崩し的になってくると当然どんどん、どんどん時間帯がばらばらになりますので、一定限の目安は持ちながらも早目に登校した児童については各学校でできる配慮はしていると理解はしております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 今働き方改革とかありますけれども、ワークバランスとか、それからシェア、働く時間をうまくずらすとか、そういったことのできる職場に勤めている方はいいのですが、そうでない方は時間的に、やはり子供が学校行く日は学校行ってくれれば親も安心して出かけられるというのが今までの通年でありますので、今教育長がおっしゃった少し都合によって早く来る方は学校が対応していることだったのですが、私も、1日だけですけれども、7時ちょっと過ぎに行きました。7時半前までは誰も来ませんでした。子供たちは7時半に来ました。その前に先生方が来ています。でも、7時半に来た子供たちは、全員玄関前で待っていました。ですから、私はやはり入れないのだな。45分になったら入って行きました。それで、私も帰ってきましたけれども、本当は通ってはいけない道を通って帰ってきて、帰るときはあっち帰ってくださいと交通指導員に怒られましたけれども、本当にしばらくそれぐらい学校には縁が余らないのですけれども、ですから近所のお母さん方から声が出るのです。なぜ子供たちが雨が降ると玄関前で待っていないとはいけないの。私は、先生方も来ていないと思ったのです。だから、それは先生方に早く来いということは今働き方改革の中で難しいだろうと思ったのですけれども、先生方はみんなもっとそれより早くいらっしゃっているのです。7時ちょっと過ぎになったら電気がついて、先生方はいらっしゃいました。何人も次々先生がいらっしゃいました。だから、私はこれ玄関から入れないということがなぜなのだろうと疑問なのです。その辺が、教育長の答弁で入れていますと言っていました、入っていないのです。私がほかの地方に行ったときにも学校があったので、子供たちが歩いていたので、ちょっと早い時間でした。やっぱり玄関前で待っているのです。何なのだろうと思ったのです。ですから、その辺をもう一回確認をいただきたいと思いますけれども、各学校でそういったことはないのか。これから冬になりますので、その辺ちょっと早急に対応していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） ただいま答弁した実態と違うということでのご指摘をいただきましたので、まずおわびを申し上げたいと思います。もう一度学校全体の状況については再度もう一回確認をしたいなと思います。

それからあと、もう一点、外で子供たちが待っていたのでしょうか。そうですか。わかりました。学校では外ではなくて、内玄関のほうに入れているという一応報告を受けていたのです。ですから、子供たちが雨に当たるとか雪に当たることはないというような理解を私はしておりましたので、それについてはもう一度実態をきちんと把握して、子供たちの健康面もありますので、配慮していきたいなと考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 屋根の下は玄関ですよ。玄関の外ですよ。屋根はありましたけれども、みんな外でアサガオを植えているのを見たりとかいろんな、子供たちの交流がありますし、私はそれはそれでまた天気のいいときはいいのかなと思って見ていました。私が行ったときは、雨も降っていませんでした。ただ、教師もみんな入っていて、玄関もあいているのです。

でも、子供たちは入りません。ですから、入ってはいけないのだとなっているのだなと私は思っていましたので、私の行った日だけがそうだったのかわかりませんが、ちょうど教頭先生が出てこられて、お話をしました。こういうことでちょっと見させてもらっていましたと言ったら、わかりましたということで対応を考えますという話はされていましたが、まず全員の来た子供たちは45分までは、学校があく時間までは外にいました。ですから、確認をしていただきたいと思います。

働く親の子育て支援として放課後児童クラブというのがあります。これはなぜできたのかということなのですが、働く権利、それから幸福を追求する権利、働きながら子育てをする親、それから親が働きながら人間らしく生きること、子供が最善の利益を尊重され、育つ、子供権利条約第3条にあります。この2つを国や自治体が保障する責任があるから、児童クラブが設置されました。私もちょっとこれ報道でしか見ていないのですが、朝もそのために学童保育をやっているところがあるのです。私はそこまでする必要はない。なぜ、玄関をあけてくれれば、それで問題はないのではないかと思っているのですが、もし何か問題があるのであれば、前にうちの子供たちが通っているところに火災事故があったのです。火災事故というのか、火災があったのです、何回かぼやなのですけれども、そういったのがあるから、子供たちを私は入れないのかなと、それがずっと続いているのかなと捉えていましたら、教育長の答弁では違いました。だから、そうであれば、私はもし問題があるのなら1教室に皆さん一時いてもらうとか、玄関内に椅子をちょっと用意しておいて、待っていてもらうとか、そういった方法がとれるのではないかと思ったのです。これは、あくまでもやっぱり最終的には学校ですので、校長の責任であり、校長の判断によるのでしょうか、それとも教育委員会がこういったことと断言できるのか。この冬も寒く、雪が降りましたけれども、できれば即断して、即そのことを変えていただきたいと思いますと思うのですが、最後に伺って、終わります。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 最終的な決断は、やはり校長だろうと思います。私がそのことに関する指示を出す、指示は、指示というよりもお願いです。そうはしたいなと思いますけれども、今お話がございましたので、今学期、あと残り少ないですけれども、まずちょっと実態がどうなっているのか、そこからもう一度教育委員会として把握しながら、子供たちの健康面も含めて安全を守っていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 次にまいります。2項目め、道徳教育について伺います。

(1)、道徳教育が特別の教科・道徳として検定教科書導入による教科化が図られましたが、その理由、目的、効果をどう考えているのか伺います。

(2)、白老町各小中学校の実施状況について伺います。

(3)、教員研修の充実、養成はどう進められているのか。また、道徳教育にすぐれた指導力を有する教員を道徳教育リーダー教室として加配措置するとありますが、どのようになっているのか伺います。

次に、(4)、通知表で評価するとし、記述式となり、記載は原則校長裁量としているが、教育委員会としてのかかわりはないのか伺います。

(5)、過重労働で働き方改革検討、英語教育の実施、学力テストの教育方針等山積みする中で、教師の負担についてどう捉えているか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 道德教育についてのご質問であります。

1 項目めの道德教育が特別の教科、道德として検討教科書導入による教科化が図られた理由、目的、効果についてであります。これまで道德教育は、週1時間の道德の時間をかなめに進められてきましたが、教科ではなかったため、教員の指導に対する意識の差や指導時間、指導内容の差が課題となっておりました。加えて、近年いじめの問題や少年犯罪の増加などが社会問題となったことから、教育再生実行会議の議論を経て教科化されたものであります。このたびの教科化によってどの学校においても指導時間が確保されるとともに、教科書を使用した授業を行うことで学校間による指導内容の差が解消されるものと考えております。

2 項目めの白老町各小中学校の実施状況についてであります。学習指導要領において道德の授業時間は週1時間、小学校1年生のみ年間34時間、他の学年は全て35時間実施することが決められており、町内全ての学校において実施しております。

3 項目めの教員研修の充実、養成の推進と道德教育リーダー教師の加配措置についてであります。各学校においては、校長が校内の教員から道德教育推進教師を1名指名することとなっており、この推進教師が中心となって校内での研修を含め学校全体の道德教育の充実に取り組んでおります。また、加配措置の中に道德教育リーダー教師がございしますが、全体の枠が小さく、全道で2名の配置となっております。今後本町としても教育局との人事協議において要望してまいりたいと考えております。

4 項目めの通知表における記述式評価と記載についての教育委員会としてのかかわりについてであります。本来評価は児童生徒がみずからの成長を実感し、意欲の向上につなげるとともに、指導した教員もみずからの指導のあり方を改善するために行うものであります。したがいまして、特別な教科、道德におきましてもこうした評価の原則を踏まえ、他の児童生徒との比較ではなく、本人の成長を積極的に受けとめ、認め、励ますために記述式で行うこととなっております。こうした通知表の見方については、参観日での説明やプリントの配付などを通して保護者へ説明をしております。教育委員会としては、評価の観点や方法を示した道教委のガイドラインを活用し、学校の対応に差異が出ないように指導しております。

5 項目めの教師の過重労働の負担に対する働き方改革への取り組みについてであります。今日グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い学校は高度化、複雑化する多様な課題への対応が求められております。文部科学省や道教委による教員の勤務実態調査では、校種を問わず教員の時間外勤務の常態化が明らかになり、このことを解決することが喫緊の課題となっております。こうしたことから、国、道レベルにおいてアクションプランが作成されましたが、教育委員会においても教員が授業に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務し、学校の教育の質を高めることを目的に白老版アクションプランを作成しております。

今後この趣旨を保護者や地域の方にもご理解いただくとともに、閉庁日の設定、部活動の軽減、校務支援システムの導入などを行い、業務改善に取り組んでまいります。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、一般質問を続行いたします。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。平成30年度より小学校、31年度より中学校で特別教科の道徳として教材化されました。それは先ほど伺いました。地域、学校、教師間の差が大きいということで、かなり解消には努めていらっしゃるということなのですが、道徳の時間の指導方法にばらつきがあると言われております。また、質的転換を図るとしてありますが、その点は解消しているとお考えになるかどうか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今の授業のあり方ですとか、あるいは質の問題は、これが今回教科化になって全て一度に解消できるというものではないと思っております。ただ、本町においては、私も何度も学校に足を運びながら授業参加しておりますけれども、特に著しく授業として課題があるという授業は特にございません。ただ、これから新しく教科化になりましたので、いわゆるアクティブラーニングというのですけれども、考え、議論する、そういう道徳へのこれから転換を図っていく必要がございますので、その部分はこれから本町における課題と認識しております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。決算審査特別委員会でも申し上げましたが、中高生におけるネット依存症の話があります。93万人と7人に1人がいるという調査結果を報告いたしましたけれども、白老町の平成17年度の次世代育成支援行動計画というのがありました。27年に子ども・子育て支援事業計画もつくりました。この中でネット依存を含む情報モラルの育成を図るとしてあります。この中で文部科学省も今回の教科から情報モラルの教育を道徳でやっていくべきだと取り扱うことも定めているとしておりますけれども、先ほど教育長も情報の関係のモラルというのはなかなか依存的なものもあってということで、この時間帯が白老町は高いというお話をされていましたが、この辺のこういう定められた教育、それから道徳の中でやっていく、このことが効果を生むと方法を考えていかなければいけないと思うのですが、どのように考え、今後取り組んでいけますか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 情報モラルと道徳の関係でございますけれども、道徳の時間で直接

情報モラルを指導することはございません。その情報モラルにかかわって、例えば自立心というか、自制心というか、そういうものを培ったり、具体的に情報モラルとのかかわり方を直接具体的に学ぶのは道徳ではなくて、他の総合的な学習の時間であるとか、そういう時間に学んでいくことになると思います。ただ、情報モラルには一定限自制心ですとか、そういったものも必要になりますから、よりよい生き方をしていくための価値を学ぶのが道徳の時間ですので、そういう中には当然よりよいメディアとのかかわり方だとか、あと自分を抑制する力だとか、そういうものは道徳の時間で養っていかなければいけないかなと考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。では、文部科学省が今回の93万人にふえて、7人に1人ということで、道徳の時間にこの情報モラルを扱うことを定めたと言っているのですが、これは違うということですか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 間違いということではないのです。ですから、先ほどお話し申し上げましたけれども、例えば情報モラルとの接し方を、どういうふうにメディアとかかわるのかということなどを道徳の時間に教えることはないのです。ただ、よりよい、例えば1日1時間で我慢しようとか、そういう自分を抑える気持ちとか心とか精神とか、そういうものを養うのは道徳の時間ですから、直接的ではなくて、間接的に情報モラルも当然取り扱われると考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。わかりました。先ほど考える道徳ということでおっしゃっていましたが、教材を読む道徳から考え、論ずる道徳への転換というのが今回図られます。自己の生き方を考え、主体的に判断し、行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤づくりの教育としています。広角的な指導方法、効果の把握、また質的理念が十分理解されていない面も多々あるのではないかとということで、答弁では中心になる道徳教育推進教師を中心に、ただ教育道徳リーダーは道から2人しか派遣されないということで、まだまだここには及ばないということですが、この道徳教育推進教師を中心にこのあり方、質の向上、理念、そういったことを十分理解をしていかなければならない、そういう研修をやはり校内とか、それからいろんな場を設けて、授業、実践を通してでもいいですから、学んでいくという場を教員の中につくっていかないと、教員が自信を持って、これ人間性の問題なのです。信頼関係だと思ふのです。自分が好きになれない先生の言うことは聞けないというものもあると思います。勉強と違うところなのです。生き方とか人間性のモラルの問題ですから、そういった部分では指導力の向上を図る教員研修、この人たちを中心に、この道徳教育推進教師が中心だとなっていてはダメですけれども、この方も学校にいらっしゃる方であり、そういった特別な研修とか、そういった場を設けるというお考えはないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 教育委員会単位でなかなか年間を通してこうした研修を実施していくのは現実的には難しいなと考えております。ただ、北海道教育委員会のほうでまずこの道徳教育の推進教師にかかわる研修会が年間何回かございまして、これは皆さん指定されておりますので、研修してまいります。この研修してきた内容が校内で還元されていくというようなつくりになっております。また、授業の充実という意味では、全員がやっぱり授業してみるということが大事だと考えておりますので、年間に何回か参観日がございます。このときに何回かの参観日の中で必ず全ての学級が道徳の授業を公開していただくように教育委員会としてお願いしていますし、またそれは実際学校のほうでもやっています。この授業を通して教師も指導力を身につけますし、また保護者の方にも道徳の授業ってこういう授業なのだなどというところをご理解いただくような取り組みをしております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 今授業参観の話、決算の教育行政執行方針の総括にもありました。かなり理解を得るためにやっているということなのですが、ではその理解度というのはかなり増しているかどうかということをお話も絡めて聞きたいと思います。

評価ということなのです。評価は校長裁量としているということで、他の教科のように数値、試験をして、点数で評価できるというものではありません。記述式になっております。比較ではなく総体的評価であり、生徒の成長を励ます、先ほどおっしゃいましたように、評価をする。大きくりなまとまりを踏まえた評価、それから文字数の制限もあるということなのです。発達障がい児生徒に対する配慮も必要になってくると言われています。そういった観点から教員間で共有する道徳の評価のあり方というのはきちんと示される、それは校長が示すということになっておりますので、というと校長の人間性、校長の資質とは言いません。校長先生の考え方でかなり変わってくる部分があるのかどうなのか。それで、教育委員会のかかわりもちょっとお伺いしたのですが、かかわっていくということもお話しされておりましたけれども、こういったことを含めて評価を父兄が理解するための努力というのにも必要だと。先ほど参観日とおっしゃいましたけれども、では参観日の効果的なもの、それから理解度は進んでいるかどうか、どのようにお考えになってますか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） まず、評価の字数が決まっているというお話からでございますけれども、実は今通知表は手書きではなくて、全て様式の決まったパソコンの中に打ち込んで、それでいわゆる校務、先生方の業務の効率化を図っております。したがって、もともと道徳の評価に字数が決まっているということではなくて、パソコンの様式の中で仕事をしている関係でどうしても字数には制限があるということでございます。

そしてあと、今回議員のほうからもこういう評価にかかわってご質問いただきましたので、私のほうも実際にこの1学期に庁内で通知表のコピーを全部とりまして、どのような評価が具体的に行われているのかというのは実際全て目を通しました。これは、具体的に言いますと、今4月から始まったばかりですので、確かに教員のほうもいろいろ書き方については悩ん

でいるのだなというのは十分理解できます。ただ、先ほど議員のほうで学習指導要領の評価にかかわっての要点を多分お話しされたと思いますけれども、そういった趣旨は十分踏まえながら取り組んでいるとは考えております。ただ、本当にこれがでは子供たちにとって励ましになったり、あるいは保護者にとっても子供の成長をしっかりと実感できるものになっているのかということについては今後まだまだ工夫が必要だろうとは考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 子供たちが学校行って学ぶ、先生と呼ぶということはその先生という言葉の中に信頼関係ができないとだめだと私は捉えています。これは家庭でもそうです。先生を批判するのではなくて、先生と子供がうまくいくように本当に先生として教えられたことが自分自身が受けとめられる体制をつくっていくという家庭の教育環境も私は必要だと。ですから、この道徳の評価は特に人間性の評価と、まとめて言ってしまうと人間性の評価であり、生き方の評価であり、そして自分が培ってきた人生の評価でもあると思いますので、その評価というのはかなり影響を与えますし、将来にわたっての禍根を残すこともあると思うのです。ですから、しっかりと評価をする教師側に自覚を持っていただくということが今後大変重要な評価の値になってくるのではないかなと捉えております。その中で、先ほどちょっとおっしゃいました。教師間の力の格差というのがあるというのをおっしゃいました。それで、先ほど研修とかが十分必要ではないかというお話をしましたし、父兄の理解も必要だということで参観日をしっかりとやっていくということなのですが、教師の負担と資質の向上ということで最後伺って終わりたいと思うのですが、教師の働き方改革もあり、稼働時間も決まり、また長期休暇、いろんな、先ほども言いました。今後教員の資質向上が大きく求められている中で、役場の職員はストレスチェックというのをやっていますけれども、私は教師の中にもあると思います。ましてやこういった評価をするということは人間的な成長とか人間性が備わってこない、人の評価ですから、なかなか難しいと思うのです。ですから、研修等を実施して、自信を持つということも大事なのですが、その教師がしっかりと相談できる体制、これ全てになってくると思いますけれども、こういった評価も含めて、教え方も含めて、自分自身の人間性の足りないところも含めてそういったことを指導をする先生、または指導する体質、それから体制、それから相談する体制をしっかりと整えて、評価も本当に安心して自信を持ってできるような体質、体制をつくっていかなければいけないと考えるのですが、その点を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員のほうからご指摘のございました精神的な部分も含めての教師のサポートの問題でございましてけれども、今国のほうでもそういったメンター制と申しますけれども、教師同士でお互いに先輩教師を中心に若手でペアを組んだり、あるいはグループをつくりながらさまざまな悩みを相談したり、あるいはお互いに評価し合ったりというような、そういうような制度を今導入してきております。実際まだ本町においてそういったメンター制というのは導入できてはいませんが、現段階では校長や教頭がきちんと教職員と十分話し合いをしながら教職員を支えていると考えていますけれども、今後また新たな組織としてそう

いうメンター制、国で今進めているそういう制度も今後もし機会があれば考えてみたいとは考えています。

○議長（山本浩平君） 以上で5番、吉田和子議員の一般質問を終了いたします。

引き続き一般質問を続行いたします。

◇ 森 哲 也 君

○議長（山本浩平君） 次に、7番、森哲也議員、登壇願います。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、日本共産党、森哲也です。本日は2項目、7点の質問をさせていただきます。

1項目め、町内の環境の現状について。

（1）、港湾区域の環境について。

①、港湾区域における水難事故の件数はどのようになっているかをお伺いします。

②、港湾区域内における環境保全対策はどのようにされているかをお伺いします。

（2）、環境美化について。

①、クリーン白老海岸清掃活動において回収されているごみの量と推移状況はどのようになっているかをお伺いします。

②、平成29年度の家庭ごみ、事業ごみ、リサイクル率をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町内の環境の現状についてのご質問であります。

1項目めの港湾区域の環境についてであります。1点目の港湾区域における水難事故の件数についてであります。平成25年度から29年度までの5年間に白老港内で発生した水難事故は8件となっており、うち死亡者数は1人となっております。その原因としては、釣り人の不注意による転落や自動車の操作ミスによる海中転落となっております。

2点目の港湾区域内における環境保全対策についてであります。原則として港湾内における釣り行為は禁止となっておりますが、釣り人の侵入が後を絶たず、釣り人等によるごみのポイ捨てが大きな問題となっております。その対策として、昨年度からごみ捨ての温床となっていた箇所を草刈りを強化し、ポイ捨て禁止看板を多く設置したところ、飛躍的にポイ捨てが減少したところであります。

2項目めの環境美化についてであります。1点目のクリーン白老海岸清掃活動において回収されているごみの量と推移状況についてであります。クリーン白老では昨年の実績で申し上げますと7,860キログラムとなっており、処理経費については町全体のごみ処理料から回収量の割合で勘案しますと約23万5,000円となります。海岸清掃については、毎年町職員が中心に行うヨコスト海岸清掃では昨年5月の実績で540キログラムを回収しております。また、町内の団体で取り組む主な清掃活動は、虎杖小学校と環境町民会議によるアヨロ海岸、日本製紙による石山地区海岸、町内会による萩野、北吉原地区海岸、環境町民会議によるヨコスト海岸などと把

握しており、年度によって数量は変化しますが、おおむね数百キロ単位で回収されております。

2点目の平成29年度の家庭ごみ、事業ごみ、リサイクル率についてであります。29年度の年間の処理料が6,591トンとなっており、その内訳として家庭系が3,936トン、事業系が2,655トンであります。また、リサイクル率については22.58%となっております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。まず初めに、(1)の港湾区域の環境について、こちらの①と②は関連してきますので、一括して質問をしていきます。私は、当初9月会議においてもこの港湾区域の環境について通告をしております。以前から港湾区域においての水難事故対策というのは本当に強化していくべきと考えておりました。そして、その後11月に入りましてからもまた港湾区域内における転落事故が起きましたので、本当に事故対策は必要だと思っておりますので、再度通告をするに至ったので、質問させていただきます。

事故の件数につきましては、1答目の答弁で理解はできました。まず初めに、港湾区域の環境について、水難事故にもつながることになることであることですので、現状確認としてお伺いしたいのですが、まず港湾区域内を見て回ると密漁禁止を呼びかける看板が多く立てられています。町としても密漁の対策としまして港湾施設管理条例を一部改正しまして、潜水行為に対して罰則を設けることとなりましたが、そして密漁防止の啓発もしております。まず、この看板による啓発や条例改正後による効果、これを町はどのように分析しているかをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） ただいまご質問がありました密漁を防止するための条例改正の効果ということでございます。本条例につきましては、平成28年の3月に港湾施設管理条例を改正いたしまして、密漁を防止するための潜水禁止の条項を設けたところでございます。これによりまして港湾区域、主要箇所にもそういった密漁禁止の看板も設けさせておりますし、あとの条例を改正した目的としては特にウニですとかアワビ、ナマコ、こういったいわゆる高級な水生動物と申しますか、水産物、これが組織的に乱獲がされることをちょっと防ぐために資源保護を図るとした意味を込めまして、条例改正したものでございます。その条例改正後の動きとしては、条例改正以降特に摘発された事例もないということでございますので、この条例改正に関しましては一定の抑止力になっていると理解してございます。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。今の答弁で条例改正による抑止力があつたということは理解をできました。それで、密漁というのは大切な海の資源を奪われる行為でありますので、それだけでなく、水難事故にもつながる危険性も非常に高いので、減少できたということは本当に町の対策は評価できる場所であると思っております。

密漁の対策以外にも本当に私が一番水難事故につながるのではないかと懸念しているところがやっぱり港湾区域内の漁港区の東方面にある防波堤です。そちらの場所で本当に立入禁止を呼びかける看板などはあるのですが、私の認識としてはやっぱりこの防波堤各所に多くの方が

入っているという現状は見受けられております。そしてまた、11月にも起きた事故というようなところで起きたと思うのですが、まず町としてはこちらの場所の現状認識はどのようにしているかをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） ただいまご質問のとおり、特に多いのはサケ釣りのシーズンと申しますか、秋のシーズンになると特に多くなるのですが、東防波堤、ここへの釣り人の侵入というのがかなり多くなってございます。それと、あわせまして西防波堤、それから西外防波堤、こういったところにもちょっと侵入している事例が相当ございます。西外防波堤と西防波堤、これ第3商港区と第2商港区の先端側なのですが、こちらについては言ってみればがちりしたフェンスを設けて、侵入防止はしているのですけれども、ここにおいてもフェンス自体を破壊して侵入するといったような事例もございまして、我々としても非常に対策には苦慮してございます。これうちの白老港だけでなく、他の港湾管理者に聞いても状況としてはちょっと同じような傾向が見られまして、そこを直してもまた破壊されると。イタチごっこになっているといったような状況でございます。我々もその対策としては破壊行為があったときには警察にも被害届を出して、フェンスのほうにも警察に被害届を出していますといったような注意喚起もしているところなのですが、なかなか完全な根本からの解決に至っていないという状況でございます。警察のほうともいろいろ情報交換させていただいた中で、パトロール時には警察のほうにもフェンスの鍵をちょっと1つ持っていただいて、夜間についてもその防波堤のパトロールはしていただいているといったような状況でございます。それと、今の問題となっている東防波堤、ここににつきましては一応フェンスは置いてあるものの、横から素通りできるような感じのものになっておりますので、今後はここの改善も必要かなといったようなところでございますが、言ってみれば割と入っていきやすい場所になっているというところで、なかなか効果的な侵入防止策がちょっと見当たらないといったような状況もございます。それと、我々も常日ごろからパトロールも行っておりますが、そのほかに苫小牧の港湾管理事務所、こちらのほうでも、月に1度程度なのですが、海上施設の点検ということで船舶、海上からのパトロールも行っております。こちらのほうは、これ年に数件見られる事例なのですが、島防波堤って離れた防波堤があるのですけれども、釣り人に依頼されて、誰かがそこに船渡ししている事例もあるのです。そういったところもパトロールを強化しながら、ちょっと注意喚起はしております。ただ、今お話があったとおり、東防波堤の部分についてはなかなか侵入防止に関してはちょっと有効な対策が今のところないといったような状況です。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也君議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。町のやられている対策等は今の答弁で理解はできたのですが、今の現状としてはなかなかフェンスも乗り越えて侵入されている方も多いということなのですが、防波堤というのは外洋からの波を防ぎ、港湾内の静穏度を保つことが本来の目的としているので、やっぱり転落防止の対策とかされていない場所なので、本当に危険な箇所です。ですが、私も海を見にいくと最近白老町でもサーフィンされている方を見かけたり、

遊泳されている方も見かけるので、こういった水難事故の対策というのは本当にどんどん強めていかなければならないのかなと思いますが、東防波堤のほうのフェンス、ここも私はちょっと現状を確認したのですが、かなり破損している状態なので、横からすぐ入っていける状態なので、なかなか本当にフェンスの機能として果たしていない状況であると思っております。ですので、そういったところも本当に直していかないとだめだとは思いますが、町の考えをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 既存の今の東防波堤の侵入防止のためのフェンスの改善というご質問だったのですが、多分現状の今フェンスを置いてある場所に同じものが立っても多分砂浜側からですとか、いろんなどころからちょっと回り込めるような状況にはなりません。それで、西防波堤ですとか西外防波堤のようにもうちょっと先端側にフェンスを立てれないかというようなことも考えなければならぬかなと思いますが、例えばそこに仮にお金をかけてフェンスを設置したときに、あそこ結構波自体もかぶるものですから、フェンス自体が例えば高潮があったときとかに破壊されたりといったようなことも想定されるので、その改善策といいますか、侵入防止策についてはちょっと今後の検討課題としていきたいなと思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。フェンスの対策もなかなかいろんな入る場所があるので、難しいということなのですが、ほかにも私がこの港湾の環境について全体的に考えているのが、今回こういう質問させてもらったのは、この水難事故以外にも本当にごみが散乱している状況なども見受けられるときがあります。そして、こちら町も町の答弁を見ますと、草刈りなど通して禁止の看板などを行い、飛躍的にポイ捨てが減少したということでもありますので、こういった対策は本当に大事なことなのかなと思いました。

それで、私港湾の環境というものは「インカル・ミントル」のなどからは海が一面に見えるだけでなく、樽前山も全体的に見えるところでもありまして、天気の良い日などはキャンパスを持って絵画を描いている方や海を眺めに来られている方は私は本当に多く見たことがあります。憩いの場になっているのだなと思っておりまして、ですので私はああいう場がもっと憩いの場になれば本当にごみが減ったりするのかなとも思っております。そして、水難事故等も監視の目などにもなるのかなと思っておりまして、私がいつも考えているのは、本当に汐音ひろばが港湾にあります。こちらの場所、現在ベンチとトイレと駐車場があるだけになっていると思うのですが、こういう場所に遊具などを設置して、若い世代の方たちからも本当に子供たちの遊ぶ場所をふやしてほしいという声はあります。恐らく町も把握していると思います。ですので、本当に今後の方向性としてこういった汐音ひろばなどを遊具などを設置して活用できないものなのかと思うのですが、町の見解をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 汐音ひろばの有効な活用方法ということのご質問でございます。お話があったとおり、「インカル・ミントル」も含めて港に親しんでいただくといったよう

な目的、親水広場的なものを整備したものでございますが、今お話がありました汐音ひろばにつきましては平成10年に整備されたときにも住民からの一般公募によりまして汐音ひろばと命名されまして、町民から親しまれる場所として設置したという目的がございます。それでまず、現状の利用のされ方としては、例えば港まつりのときのフリーマーケットの会場ですとか、あるいはここ近年はしらおいチェブ祭の会場として利用はしていただいておりますので、特にそういった小規模のイベントですとか、そういった催し物の要請があれば、我々としても広く開放していきたいといったような考えではおります。ただ、一方では使い方のマナー自体も、常に開放している広場ですし、トイレも24時間使用できるといったようなこともあるものですから、例えばことしの事例としては勝手にテントを張ってキャンプをしたりですとか、それはすぐ注意して、撤去させましたけれども、あとサケを釣ったものをその広場の水飲み場でサケの腹を割いてさばいて帰っていくような事例も中にはございます。ということなので、まずはちょっとマナーを守って使っていただきたいというのが前提ではありますが、お話があったとおりこの広場については皆さんがきれいに使っていただく。特に小学校や何か港の写生会ですとか、そういったものも開いたりしているものですから、そういったことに対してちょっと有効に活用していきたいと思っています。

それとあと、遊具の件ですが、これはなかなか財政事情的なものもちろんございますし、あと例えば子供たちが集う場としては、港という立地環境からかなり大型の車両が往来する場所でもありますので、そこら辺もちょっと加味しないといけないかなとは考えてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。町の考えはわかりました。やっぱりマナーがまず大事だということですので、こういったところの呼びかけは本当に強化していただければなと思います。

続いての環境美化に入ります。こちらの（2）も①と②が関連してまいりますので、一括して質問をしていきます。まず、白老町の環境についてであります。白老町内には北海道が策定した北海道自然環境保全指針の中で身近な保全地域として町内15カ所が指定されています。その中でもポンアヨロ海岸、竹浦の砂浜、社台の砂浜等、全体的に海岸が保全地域に含まれているところが多くあります。そしてまた、近年環境問題としましても海洋ごみの中でも海にプラスチック等が噴出し、マイクロプラスチックになる問題が環境問題として報道等においても取り上げられることが多くなってきております。少し古いデータになるのですが、2013年にもヨコスト海岸クリーンアップで回収されたごみの分別結果を見ますと、発泡スチロール破片や袋や飲料用ボトルなどプラスチック製品が約7割と多くの割合を占めております。ですので、本当にしっかりとこういう環境保全を考えていかなければならないと思っております。白老町においても、海岸清掃のごみの量などは1答目の答弁で理解をしました。そして、この団体には海岸清掃においては町の職員の方も多く参加をされておまして、環境保全に取り組まれており、本当にその姿は町民の方も見ておまして、伝わっていると思っております。実際に私が海岸保全活動をされている方などに話を聞くと、やはり高齢化しているけれども、まだまだ

やれると。若い人と一緒にやると元気になるとの声は聞こえてきます。その一方で、例えば航空学園の学生さんたちが今まで多く参加されていたそうなのですが、今後のやっぱり参加人数の減少は心配される声は聞かれています。ですので、まず初めにお伺いしたいのは今後の担い手対策はどのように考えているかをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 先ほど町長からご答弁申し上げたとおり、各団体におきまして各地域で海岸清掃活動をさせていただいています。特に我がまちの環境町民会議、10年経過してきていますけれども、ご指摘のとおり高齢化でどんどん年齢は高くなっている現象ですが、いろんな角度で町民会議の参加者を、今実際団体、個人含めて33の方が加盟させていただいておりますけれども、いろんな角度でそういった方々の仲間づくりを1つ考えていきたいと思っております。1つ事例で挙げますと、ことしの事例で申し上げますと地域おこし協力隊の方々が若手中心にロシアのちょっと清掃活動、ゲーム形式で行う取り組みがことし秋口に行っていたいております。そういった楽しみながら清掃活動を行うという視点も非常にすばらしいなというところで、私たちも1つ興味を持たさせていただいております。そういった環境町民会議と、また皆さん若手のグループの方々といろんな部分で交流がなされていくことによって担い手という意味ではいろいろ世代をつなげていくことにはなっていくのかなと。行政がなかなか全て補完できる話ではないのですが、いろいろ地域の方々と協力をいただきながらこの取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。世代間をつなげる取り組みというのは、本当に理解できました。今後の環境美化においてもこういう人と人のつながりというのはとても大事になることだと思いますので、余り大きく行政としてもかかわりが無いということはあったのですが、本当に一応広報等は強化していただければと思います。それ以外にもクリーン白老においても本当に多くの町民の方が参加されて、環境美化に取り組まれております。そして、個人的にも恐らくボランティアでやられて、早朝などによく町民の方がごみ袋と火ばさみを持ちながらごみ拾いしている姿というのも私は本当に見かけることも多くて、頭が下がる思いであります。そして、このように町内でごみを拾っている方を見かける一方で、1答目の答弁にありましたけれども、やっぱりクリーン白老で回収量というのは7,860キログラム、本当に大量のごみ、全てがポイ捨てとは思っていないのですが、多くのごみが回収されております。ですので、まず初めに確認をしたいのが町としてはこのポイ捨てに対する対策、これほどどのように行われているのかをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 清掃活動全般のお話で申し上げますと、我が担当課、所管課におきましてパトロール要員2名体制で組んでおりまして、ごみステーションも含めて、監視も含めて町内一円2名体制で常時監視を行っております。基本的にはポイ捨てを含めて不法投棄は土地所有者の自己管理というのが原則でございます。しかしながら、その中で全て解消

できることではございませんので、時には地元警察、交番グループの方との連携も含めていろいろ取り組みはさせていただいています。しかしながら、やはり不法投棄、ポイ捨て防止啓発事項に関しましては、なかなか全て抜本的な対策には至っていないという認識でございます。引き続き防止啓発看板、またはパトロール強化、またはそういったこういうクリーン白老の清掃活動の一環の中で、やはりポイ捨てる行為自体は犯罪行為だということところは前提でございますので、そういったところを心がけながらもっともっと強化はできる、可能な限りしていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。答弁にも啓発などは今のところ余り効果は出ていないという話もありましたが、先ほどの港湾のほうでは、町の大きさと港湾区域の大きさというのは違うので、一概に比較することはできないのかなとは思っているのですが、やはり港湾のほうでもポイ捨ての禁止看板を多く設置したところ、飛躍的にポイ捨てが減少したということはあります。ですので、私は啓発していくということは大事なのかなとは思っているのですが、やっぱり本当に現在設置されている看板というのはかなり劣化されている箇所も多く見受けられます。そしてまた、本当に町内の設置看板を見ますと、啓発しているのは見受けられるのですが、そもそもポイ捨てにおいては北海道の条例で、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例、こちらで空き缶、空き瓶、ペットボトル、たばこの吸い殻など捨てた場合には2万円以下の過料が科せられるという条例が制定されておりまして、こちら町内においても適用されていると思っておりますが、まず条例の周知度については現在低い状態にあると私は思っております。そしてまた、町に関しては町独自のポイ捨てを防止する条例はあるのかちょっと確認いたします。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） まず、ポイ捨て禁止看板、それから不法投棄禁止看板、それぞれ数は、済みません、ちょっとかなりの数でして、やはり設置されて経過している部分に関しては老朽化が激しい場所もあります。予算に応じてなのですが、在庫の中で確認しながらじっくり更新はさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

それから、ポイ捨て防止条例の関係でございます。ご指摘のとおり、北海道の条例の部分は我々も把握はしているのですが、本町におきましては白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例というところで、第29条になりますが、ポイ捨てに係る部分の禁止条項、条文を1文設けてございます。ちょっと参考までですが、隣の苫小牧市も早い時期にポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例をつくられている部分、それから景観条例だとか、そういう環境美化において単独で廃棄物の減量関係の条例以外で別枠でつくっているところ、道内でも46市町村、北海道の調査なのですけれどもございまして、我がまちと同様に廃棄物の減量化の条例等でくくっているところが37市町村ございます。全くやっていない96市町村もございまして、そういう中で大きくは2つ分かれております。過料、罰金、罰則につきましては、ポイ捨てに係る部分で道条例の適用になりますが、廃棄物の条例に関しますと廃棄物処理法というものが上位に国の法律がございまして、その中で不法投棄、またはごみの焼却という位置づけになります

と5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金、法人に関しましては3億円以下ということで、特に厳しい罰則になっておりますし、そこを、やはり警察とも連携になりますけれども、立件できるかどうかというところがこれまでの取り組みの中で非常に大きな課題と捉えております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。答弁ですとちょっと立件のほう、答弁がありましたけれども、私はこの条例をもうちょっと押し出したほうがいいのではないかなと思うのです。余り町民の方でもこういう条例があることは知られていないと思いますので、本当にこういうのを前面に押し出して、環境美化の啓発をしていくべきだと思っております。町のほうとしては、多分この条例の制定前後で何か効果というのはあったと分析しているのか、ちょっと町の考えをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 森議員のご指摘のとおり、啓発という意味、もっと悪いことという、不法投棄、ポイ捨ては犯罪だという、もっともそのことの認識を原因者に意識させるということが大事でございまして、これポイ捨て防止条例を否定するわけではないのですが、そういったことの部分をきちんとやはり啓発行為としてやっていく部分が大事かと思っております。いずれにしても、この廃棄物条例の中でとかポイ捨て防止条例の中でということでの位置づけと、それからそれに関連する啓発看板等の取り組み、パトロールも含めてですけれども、この時点での何かしら変わったことということよりは、毎年清掃活動によって、またはこういった啓発活動によっての中で含まれて、この中でなかなかそういうことが変わったかというところは実態の状況は見えないのですが、言えることはちょっとそういうところで、もっともっとやっていかなければいけないという捉えでおります。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。町の捉え方としては理解しました。私が今回こうして質問させてもらったのは、白老町でも象徴空間開設も控えておりますので、多くの観光客の方をお迎えするためだけでなく、何よりも暮らしている町民の方も環境美化というのは本当に気持ちよく暮らしていくためにも大事なことだと思っておりますので、質問させていただきました。

それで、例えば知床などでは本当に廃棄物のほうではなくてポイ捨て禁止のほうの条例をつくっております、特区などを設けて環境美化を掲げております。ですので、本当に私も町内において例えば北海道の自然環境保全指針の中の15カ所指定されている箇所などとか、こういうところも本当に特区にして、環境保全の特区を設けることで環境保全の意識が高まっていくことになると思い、今回質問をしたのですが、町の見解をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） この段階でちょっと特区の捉え、検討までは至っておりませ

るので、今後の進め方についてはなかなか申し上げづらいところであるのですが、いずれにしましても象徴空間整備が2020年4月24日開設予定を控えているところがございますので、また国の方々のやはりそういうポイ捨ての観点、ごみを散らかさないということが当然基本的な部分はいろんな環境美化の取り組みというのは連携できるかなと思っています。また、町におきましても全町的にまだまだ、繰り返しになりますけれども、啓発活動を含めて不十分、十分ではないと、100%ではないという認識でございますので、できるところから担当課を含めて町としては取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。町の環境美化についてはわかりました。

この次の②のほうのごみの関係に入ります。今年度の白老町のリサイクル率は22.58ということですが、このリサイクル率を上げていくためにごみの減量化をしていくことが重要になってくると思っております。白老町ではごみの減量化を推進していくために一般家庭に対する生ごみ堆肥容器のコンポストの普及促進のために購入費を助成しておりますが、本当に私はこのように積極的にごみの減量化に向けていく姿勢というのは評価しておりますが、この助成は現在年間どのぐらい活用されているものなのかまず確認でお伺いします。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 年度によって申し込みの件数がばらつきがありますが、平成27年で1件、28年で14件、それから昨年、29年度で1件ということで、3年間で16件なのですが、ことし、この時点で9件の申し込みがございまして、3年半と言っているのですか、この30年も含めると25件の申し込みがあって、うち2件が電動処理機の申し込みということになっております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。年度によって結構大きく差が出ている状況というのはわかったのですが、こういうこともやっているという周知、これはどんどん強めていって、本当に活用していただければと思うのですが、そしてこの生ごみの減量以外にも本当白老町の今後の家庭ごみのあり方として私が重要だと思っているのが、やっぱり白老町でも高齢化率が進行しております。高齢の方や要介護の方など体に障がいを抱える方のごみ出し対策について本当に大きな課題だと思っているので、質問していきますが、町としても今年度より10リットルのごみ袋を導入して、この重量の軽減の役割を行い、本当にとても助かっているという声は聞こえております。しかし、まだまだ高齢化に対する課題はあると思っておりますので、お伺いしますが、まず町として今の現状の高齢者や要介護者のごみ出しの現状をどのように捉えているかをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） まず、ごみステーションに出す行為までということではございますが、やはり体が不自由な方は当然のことながらなかなか容易ではないというところはその地

域、地域に、個々人の中では把握している部分はございます。その中でいろんなヘルパーさんであったりとか、どうしても排出者というところでいきますとやはり当事者でなければいけないというところなのですが、一部NPO法人、有償運送をやられている方々に収集許可を出して、ごみステーションというよりかは直接搬入で環境衛生センターに持ち込むような部分で一部の方は解消できている方はいらっしゃる場所は我々の相談の中で対応しているところも、対策として取り組んでいるところもございます。ただ、やはりこれからどんどん高齢化が進む中でいきますと、一つにはもっともっとそういう困ってくる方がふえるということは出てくるのかなと思うのですが、今後において、個別案件になりますけれども、生活環境課としてはできる限り相談をしながら対応していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。町の現状認識については理解をいたしました。多分私も同じように認識しております。

それで、私も町内の要介護者の方や障がいを抱える方と本当に生活していく上での困り事など聞いて歩くと、やはりどうしても多くの方からごみ出しが困っているという話は聞こえてきます。今後白老町でも要介護者は現在よりふえていくとも考えられますので、本当に今後の白老町のごみ出しのあり方などを考えると、高齢者や要介護者、障がいを抱える方などのごみの個別回収などの導入はできないのか、町としては今後の方向性についての考えをお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 個別回収の件ということでお答えさせていただきます。

ご承知かもしれませんが、苫小牧市でモデル地区としては個別回収の取り組みを進めていることは私どもちょっと確認させていただいているのですが、当然やることに関しては受けるほうはとていいことということで、やる意義は確かにあるという認識はありますし、また受け手として収集に携わる事業者さん等のヒアリングの話も市の方から聞いたのですけれども、大変だという意味、それから今後それをふやしていくことによっては費用負担の部分がやはり今後大きな課題だということはお聞きしております。まちとしては、これ全て要介護者というわけではなく、全てということではないのですが、やはり今9,500世帯白老町は、約ですけども、ありますし、ごみステーション、ざっくりなのですが、今設置しているのは1,400基あります。実質6世帯から7世帯ぐらいに1基というような計算になるのですけれども、地域の密集度によっては当然充足度はばらばらだというところがあります。そういう意味では、これを拡大していくことによっては1年間52週間の中で収集体制を組む中でいきますと、間違いなくやはり車両であったり、人手であったりというものが当然ふやしていかなければいけないという部分が大きな課題と捉えております。なかなか必要性は認識はしています。ですが、そういう費用負担のことを考えますと、全てから今からできるというものにはなかなか難しいということではございますので、今後、これまでも個々のケースの中で町内会単位で、またはその町内会の班の単位でとかということでステーションの取り扱いだとかを個別に相談させていただいており

ますので、できる限りそういう部分を解消しながら対応してまいりたいという考えであります。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。町の現状についてはわかりました。なかなか難しい現状ではあるということなのですが、相談体制など強化して、個別に対応していただければなどと思うのと、ごみステーションも1,400あるということで、本当にやっぱり人口とか減っていくと空き家とかもふえてきていると思うので、そういう場所の適正配置等もしっかり見ていただければと思います。

次の町営住宅の現状と今後のあり方についてに入ります。

町営住宅の現状と今後のあり方について。

(1)、町営住宅の住環境、周辺環境における課題点をどのように捉えているかをお伺いします。

(2)、政策空き家がある団地における空き家率はどのようになっているかをお伺いします。

(3)、白老町公営住宅等長寿命化計画について。計画が見直しされたが、前計画の総括をどのようにされているかをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町営住宅の現状と今後のあり方についてのご質問であります。

1項目めの町営住宅の住環境、周辺環境における課題点についてであります。町営住宅の課題につきましては、13団地155棟の管理戸数のうち49%が耐用年限を経過している状況にあります。このため、外壁、給水設備、屋根など計画的に改修工事を行うとともに、建てかえも含め町営住宅の長寿命化を図っていかなければならないものと考えております。また、町営住宅に占める高齢者世帯の割合は48%となり、各町内会にお願いしている団地周辺の草刈り作業も円滑に実施できない町内会も出てきているなど今後の周辺環境の整備のあり方、手法について検討する考えであります。

2項目めの政策空き家がある団地の空き家率についてであります。政策空き家につきましては、西団地、緑ヶ丘団地、旭ヶ丘団地の3団地について老朽化が著しいことから、新たな入居を停止して、政策空き家としております。直近の空き戸数は3団地合わせて103戸、空き家率は43%となっております。

3項目めの公営住宅等長寿命化計画についての前計画の総括をどのようにされているかについてであります。前計画では、公営住宅等のストックの状態の把握や耐久性の向上を図るための改修工事、予防保全的な維持管理によるライフサイクルコストの縮減を図ることなどを基本方針として取り組んでまいりましたが、財源の確保が厳しい環境にあるなど計画どおりに進めることができなかつたと捉えております。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時50分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、一般質問を続行いたします。

7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。それでは、町営住宅についての質問に入っております。

まず初めに、私は町営住宅については何度か一般質問をしておりますが、今年度から公営住宅等長寿命化計画、住生活基本計画が新しく見直しされ、スタートしましたので、町営住宅の今後のあり方について少し具体的に質問していこうと思います。そして、まず初めに町の考える課題点については答弁を聞き、理解をいたしました。私は、この町営住宅の抱える課題点というのは本当以前から何度か質問させてもらっておりましたが、ハード面の改善も重要であると捉えております。そして、具体的には、2年前にも一度一般質問して訴えたことがあるのですが、町営住宅の共有スペース部分における手すりなどの設置、これは私は本当に必要だと考えております。そして、いまだに団地にお住まいの方などからもこういう声も聞かれております。そして、今回新しく計画が出ましたので、現在町としては町営住宅における共有スペースにおける手すりの設置などについて考えがあればお伺いします。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 手すりの部分でございます。現状としては、全ての問題のあるような共有部分に設置、一律つけるというのはなかなか予算上も難しいものですから、今後住宅そのものの管理というか、町内会の会長とどういふところを優先的につけば、必要なのかということ調整しながら、今後計画的な中で順次つけていくような、そういうことで考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。今後町内会とも話し合っただけで順次つけていくということは理解できましたので、高齢化に向けて必要なことだと思いますので、本当にきめ細かく声を聞いていただければと思います。

ほかにも周辺環境においてですが、現在空き家率が43%ということですが、このように空き家率がどんどんふえていくことによって人の目が届かなくなった場所に本当に不法投棄などされている現状があります。そして、生活されている方からも防犯を気にされている声もよく聞こえるのですが、まず初めに確認をしたいのが用途廃止になった団地というのは町内にもございますが、こういった場所の管理体制はどのようになっているかをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 用途廃止した部分は、先般取り壊した萩野団地が用途廃止して取り壊したという部分でございます。それ以外の用途廃止は、今のところはまなす団地は入居していませんのですけれども、全戸あいているのですけれども、まだ用途廃止はしてありません。

今後取り壊すときに用途廃止して取り壊すと、そういうようなことで考えておりますので、現在では用途廃止している団地というのは町ではございません。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。済みません。私のちょっと質問の仕方が悪かったのですが、はまなす団地においては用途廃止でなくて、全員住んでいないという状態ということでありますが、私がこういう誰も住んでいなくなった場所を本当に確認しにいくと、現在団地の敷地内と思われる場所に大変大量の木片が積み上げられている状況が見受けられます。そして、この場所は本当に越波の影響など受けやすく、団地の近くにまで岩が打ち上げられたことなどもあります。そのような場所に本当に大量の木片が置かれている状況に危険性は感じておるのですが、まず町としてはこの場所の現状を認識しているのかどうかを確認でお伺いします。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） はまなす団地の海側のところの部分だと思うのですけれども、そちらの団地のすぐ横に、浜側のほうなのですけれども、木片がある程度山積みになっているといった部分は我々としても確認しております。

確認して、原因者がある程度今探しているのですが、結局原因者がなかなかわからないというような部分でございますので、今後その部分は本来は原因者が片づけていただくような形になるかと思うのですけれども、そのあたりがわからないということになると、基本的にはうちのほうで産廃というような扱いで片づけるような形にはなるかと思っておりますけれども、具体的に、もう冬場になりますので、今すぐ産廃、片づけというか、できないので、基本的には来年、春先にうちがどう処理するのが適切かということはちょっと検討して、今後の対策を練っていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。春先に片づけるということですが、今の答弁からまずあの場所は公営住宅の敷地内だということですが、あそこの場所で道路に流れてくる危険性もあるので、早急な対応とも思うのですが、私はこの質問で何が言いたかったといいますと、人の目が行き届かなくなってしまうとこういうことがやっぱり起こってしまうので、現在白老町においても使われなくなった公共施設などもありますので、本当にこういう管理体制は今後しっかりしていかなければならないと思っております。それなので、本当にまず町営住宅のところもしっかり現状把握などをしていただければと思います。

それで、今後もこの政策空き家になっているところの空き家率が43%という現状ですので、本当にこういったところも今後何かこういうものがどんどん置かれていく可能性も高いので、お伺いしたいのですが、現在政策空き家になっている場所で1棟全てが空き家になっている棟数というのは把握していたらお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 全ての棟が政策空き家となっている部分でございます。まず、西

団地は全て1棟そのものが政策空き家、1棟です。1棟だけあります。緑ヶ丘団地が5棟ございます。旭ヶ丘団地が今のところはゼロでございます。合計で6棟ほど、政策空き家全ての1棟丸々あいているというのがこの6棟でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。空き家になっている棟数は理解をしました。

それで、ここの場所で今後、もう今政策空き家をしているので、どんどん空き棟数はふえていくということは考えられるのですが、防犯体制なども今後危惧していかなければならないなと思っておりまして、そしてまたそれだけでなく、本当に空き家に囲まれると見守り対策においてもちょっと死角になるのかなと思っておるので、お伺いしたいのですが、だんだんふえてきている現状ですと1棟と、解体することは個別にできないものなのか、そういうことが防犯対策にもなると思ったのですが、町の見解をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 我々としてもそのあたり自由に片づけて集約したいのですが、現状としては非常に飛び飛びで全体的にわたって住んでいるような状況なので、それを1戸の棟だけ取り壊すというのは効率的にもちょっと悪いというふうな部分で……

〔「1戸だけなら壊せないと言えればいいんだっての」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（小関雄司君） 現状としてはそういうところ、固まったところではありませんので、すぐ壊すということはちょっとできないかなということで考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。どんどん高齢化なども進んでいくと死角もどんどんふえていくと思いますので、現状で難しいということもあるのですが、どんどん進めていかないと、最後1つだけ残る可能性等もあると思うのですが、私はすぐ壊せないのなら、本当に土地の利活用というのはやっていくべきだと思っております。そして、具体的にお話をしますと、本当に一例になるのですが、緑ヶ丘団地の西側のところに駐車場用地というのがあります。そして、この場所をちょっと私が先月に確認したときは、実際駐車場としては使われておらず、あいている土地になっておりました。そして、やっぱりそこも人がいないところなので、不法投棄もされている現状も見受けられました。なのですが、そして近隣に住まいの方とかにもちょっと話を聞いて回ったら、以前は何か畑としても使われていたときはあったという話は聞かえてきました。ですので、本当にそういった今は使われていない駐車場用地なのですが、そこでまた畑として使えるようにしたりすることで防犯対策としてだけではなくて、共有のスペースができますので、景観対策としても本当に活用していけるのかなとは思っているのですが、町の考えをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 緑ヶ丘団地の駐車スペースの部分なのですが、ここについて我々として24区画を設けて、駐車場としてとめるようお願いしております。そこについて

は、いわゆる車庫証明がどうしても、公住に住んでいる方の車を所有する方のための車庫証明をとらなければいけないという部分がありましたので、そういった部分でそこを駐車場として車庫証明を取得しそこで車を所有すると、そういうようなことで今回この区画を設けているようなことになっております。以前は畑として使用してたということなので、今の駐車場そのものところをまた畑にということにはちょっとなかなか難しいかなと思いますので、そういった部分では今政策空き家であいているところの団地の裏庭等も畑として活用できないか検討して、今後入居者個々のそういう畑としての利用を望んでいるのかどうか、そのあたりのお考えを聞きながら、そのあたりの土地の利活用もちょっと考えていきたいなと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。住まわれている方の意見を聞きながら利活用を考えていきたいということなので、本当にきめ細かく聞いていただければなと思います。

次に、最後の計画についてに入ります。そして、こちらが町が管理している町営住宅というのは1,007戸のうち491戸が耐用年数を超過している現状であります。それで、計画を、本当に前計画は31年度に終える計画だったと思いますが、今回計画を30年度で見直し、新たな計画が始まりました。そして、その計画が2027年までと長期であります。そして、この間も人口減少というのは予測されております。そして、計画の中身を見ますと、今後の町営住宅の目標管理戸数というのは911戸になっております。現在の戸数から約100減少するということですが、まずその内訳はどのように考えているのかをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 基本としましては、今1,007戸あるうちの911戸まで落としたいという部分は基本的には先ほど1答目で申し上げました3つの団地が既に耐用年数が過ぎているということがありまして、そちらの団地から今後建てかえも含めた中で移動していただいて、順次減らしていくといった部分を考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。今度3団地についての建てかえを進めていく考えだということですが、私がことしの3月に代表質問させていただいたときに、そのときに町営住宅の今後の考え方として管理戸数を伺ったときは764戸まで減らしていくとのその時点の考えという答弁がありました。そして、やはり白老町の現状としても人口減少などしておりますのと、同規模自治体などで比較すると今の1,007という管理戸数は多いのかなと思っておりましたので、本当に764戸まで町も管理戸数を減らしていくという考えに至ったのかなとは思ったのですが、今回計画が出てみたら911戸になっていたもので、当初3月の時点では764戸だったのが計画ができた時点で911戸になった経緯をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 3月会議で管理戸数を1,007戸から764戸までと、約24%減らすということで答弁しているということだと思います。基本的に今の計画の中でも公営住宅の居住

の世帯は727世帯ぐらいになるだろうということを想定しておりまして、この推計をもとに当初760戸、約24%ぐらい減らしても大丈夫だろうといった部分の考えで答弁したものでございますけれども、今回計画の中では社会的影響を考慮してということで911戸としたのですけれども、それについては基本単身者世帯の増加ですとか、特に高齢者の単身の方々の急増があるといった部分で、基本的に単身で入居したいという方のそういう要望だとかがある程度やっばり多いといった部分も考慮して、今回は急激に700戸まで減らすということにはちょっとできないということで、ある程度911戸という数字の中で吸収していきたいと。ただ、10年の中では先ほどの答への764戸ぐらいまで団地を減らしても十分要望には応えていけるかなといった部分では考えているのですけれども、基本的にそこまで減らすにしてもちょっと用途廃止もすぐできる状況でないし、取り壊すにしてもすぐできるような状況でないので、そういう建物の状況を考慮して、今回は911戸といったことを目標とさせていただいたということでございます。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。今後の単身者等の増加などを見込んで911戸になったという経緯は理解はできたのですが、今後本当に、この計画を見ると、先ほどの答弁にもありましたが、3団地を老朽化していることで住みかえを進めていくということでありましたが、その計画の中には新しい末広団地の計画というのもありました。ですので、ちょっと確認したかったのが911戸の中にその末広団地を想定した戸数というのは含まれているものなのかどうかちょっと1点、計画を見た中で確認したかったのですが。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 末広団地の新しい団地の部分の戸数が入っているかどうかということですか。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（小関雄司君） それもある程度今現状と相対しながら911戸にしていくということでございまして、今現状の3団地を徐々に減らしていくのと同時に建てかえも含めていくような形になりますので、相対の関係の中で911戸という数字で持っているということでございます。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 住みかえを進めながらの数値ということではありますが、そしたらその後計画というのは10年、2027年までありますけれども、この3団地の住みかえというのは10年、2027年までに終わらせるという現時点の考えでいいのか、その計画における考え方をちょっと具体的にお伺いしたかったのですが。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 新しい団地の建てかえという部分は、同じ年度の中で全て建てかえるということにはできないので、今のところ2年ごと、それぞれ1棟ずつ建てていくというようなことを考えていまして、最終的に10年ぐらいの中で末広の団地のほうを建設していき

いというような、そういう考えであります。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 10年かけて住みかえを進めていくという町の考えはわかったのですが、ということは集合住宅等でなく、今の1軒1軒、平家の4軒、何軒かわからないのですけれども、平家で想定しているということだとは思いますが、今後やっぱり住みかえを進めていく上で、本当に現在どの団地に住まわれている、新しい住宅に移ったり、美園とかいろんな団地に移るにもちょっと家賃格差というのは出てくると思うのです。そこで、やっぱり話を伺う限り、本当に今の家賃しか払えないので、ここで暮らしているという話なども聞こえてきています。そして、住みかえを進めていくにはそういったところの家賃格差などの対策もしていかなないと進んでいかなのかなと私は思っております、町としては本当に今後のそういう家賃の格差が出てくると思うのですが、そういったものなど、補助などできないものなのか。そうしていかないと私はずっと建てかえは進まないと思っております、今回の住みかえは進まないと思っております、質問させていただいたのですが、町としての今後住みかえを進めていく上での考えをお伺いしまして、私の最後の質問とさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 確かに新しい団地を建てると当然家賃のほうは上がるかと思えます。各3団地の方々にアンケートをとった中でも家賃が上がるとなかなか新しいところに行けないというような状況もありますので、そういった部分は減免処置というのも当然考えなければいけないだろうということは事務方としては今考えておりますので、その家賃がどのぐらいになるか、減免がどのぐらいできるかということもあるのですけれども、それは今後の中で詰めていく部分、それとどうしても団地に全て今の3団地の方が入れるという状況でもありませんので、それ入れない方、もしくは家賃が上がるとどうしても無理だといった部分の方がおられましたら、今の美園団地だとか、そういった部分の団地のほうに誘導して、そちらのほうでもある程度減免処置が対応できないかどうか、そのあたりもちょっと今後検討していく部分があるのかなとは考えております。

○議長（山本浩平君） 以上で7番、森哲也議員の一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（山本浩平君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日10時から引き続き再開いたします。

（午後 4時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 松 田 謙 吾

署 名 議 員 前 田 博 之

署 名 議 員 山 田 和 子